

高浜発電所（1，2，3，4号炉）安全審査資料	
資料番号	
提出年月日	2020年12月1日

高浜発電所 1～4号炉
津波警報等が発表されない可能性のある
津波への対応について
＜補足説明資料＞

2020年12月
関西電力株式会社

一点鎖線の範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

<はじめに>

2018年12月22日にインドネシアのスンダ海峡にある火山島のアナク・クラカタウの噴火に伴い津波が発生した。本津波の規模の割に被害が大きい要因として、津波警報等が発表されずに津波が来襲したことにもあると考えられている。

新規制基準では、基準津波について、地震以外の要因による津波として、今回インドネシアで発生したような火山現象による津波と地すべり（陸上及び海底）による津波も考慮して策定することを要求している。また、地震による津波と地震以外の要因による津波の組合せを考慮することも要求している。

2019年1月16日時点で、設置変更許可申請し、許可を得た当社の美浜、高浜、大飯発電所では、火山現象による津波も検討対象に含めて申請しているが、火山と原子力発電所との距離や位置関係等により、結果的に基準津波として選定していない。また、地すべりによる津波については、美浜、高浜、大飯発電所のいずれにおいても、その敷地への影響が大きいことから、地震による津波との組合せで、基準津波として選定した。

このような状況の中、高浜発電所については、その敷地が他発電所に比べて低いことから、他発電所で実施している津波防護に加え、取水路防潮ゲートを閉止することによる対策も採用している。具体的には、津波が到達するまでに時間的に余裕のある基準津波の波源である「若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり」の組合せの場合には、大津波警報が発表された後に取水路防潮ゲートを閉止する状態で津波高さを評価し、津波防護を達成している。

なお、「隠岐トラフ海底地すべり」が単独で発生した津波の場合は、津波警報等が発表されずに津波が敷地に到達する可能性があるが、取水路防潮ゲートが開いた状態における津波高さ、遡上域及び津波防護の評価は行っていない。

このような状況を踏まえ、当社は高浜発電所の津波警報等が発表されない可能性がある「隠岐トラフ海底地すべり」による津波について、地すべりが単独で発生した場合を想定し、取水路防潮ゲートが開状態での遡上評価、津波による海水ポンプ等の重要な設備への影響等に係る報告を同年6月13日の公開会合（第1回警報が発表されない可能性のある津波への対応の現状聴取に係る会合）にて実施した。報告の概要は以下のとおり。

【2019年6月13日公開会合における当社報告概要】

- ・現状の設備及び運用を反映した計算モデル及び計算条件を設定した上で、新規制基準審査時の評価結果を踏まえて最も水位変動の大きな波源に対して遡上解析を実施した。

- ・遡上解析の結果に基づき、潮位のばらつきを考慮した上で、敷地への浸水の有無及び海水ポンプの取水性への影響の有無を検討した。

- ・その結果、3、4号炉が稼働した状態では、以下を確認した。

- 水位上昇側について敷地への浸水がないこと
- 水位下降側について3、4号炉海水ポンプ室前面における水位が各炉の海水ポンプの取水可能水位を上回るため、同ポンプの取水性に影響がないこと

- ・ 1～4号炉が稼働した状態では、以下を確認した。
 - 水位上昇側について敷地への浸水がないこと
 - 水位下降側について1号炉海水ポンプ室前面、2号炉海水ポンプ室前面及び3, 4号炉海水ポンプ室前面における水位が各炉の海水ポンプの取水可能水位を下回る結果となったが、潮位計の水位変動の観測値に基づき、取水路防潮ゲートの閉止等を行う対策を自主的に実施することにより、同ポンプの取水性に影響が生じないこと

当社からの報告を踏まえ、2019年7月3日の第16回原子力規制委員会において、原子力規制庁より、「高浜発電所の津波警報等が発表されない可能性がある「隠岐トラフ海底地すべり」による津波については、インドネシア・スンダ海峡で発生した津波の知見を踏まえると規制に取り入れる必要がある。」ことが報告され、当社も同様の意向であることを2019年7月16日の公開会合（第2回警報が発表されない可能性のある津波への対応の現状聴取に係る会合）にて、ご説明した。

以上の経緯を踏まえ、高浜発電所の津波警報等が発表されない可能性のある「隠岐トラフ海底地すべり」による津波への対応を設計に反映する。

本資料は、以下の資料構成とする。

まず、次ページ以降に高浜発電所の津波警報等が発表されない可能性のある「隠岐トラフ海底地すべり」による津波（以下、「津波警報等が発表されない可能性のある津波」という。）への対応に係る関係条文の整理結果を示す。

その後、第1編において、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る変更の概要を記載する。

つぎに、第2編において、既許可の基準津波1, 2に加え、津波警報等が発表されない可能性のある津波に対する防護の妥当性を、「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」（以下、「審査ガイド」という）に沿って確認することにより、これらの津波に対する防護が達成されていることを確認する。

最後に、第3編においては、津波警報等が発表されない可能性のある津波の敷地への影響を踏まえた高浜発電所の耐津波設計について、取水路防潮ゲート開状態での敷地への影響と津波波形の特徴、それに対する施設影響、施設影響を踏まえた防護方針の策定等について、その詳細をまとめる。

<津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る関係条文の整理結果>

今回変更における関係条文の整理結果を以下の表に示す。

今回変更に係る条文は、第 3 条～第 7 条、第 11 条、第 12 条、第 22 条、第 26 条、第 33 条、第 35 条、第 40 条及び第 42 条～第 54 条、第 56 条～第 62 条である。

このうち、第 3 条については、新たに設置する潮位観測システム（防護用）に係る条文であるが、設置場所の 2 号炉海水ポンプ室は、耐震重要施設を支持する建物・構築物として、審査済であり、これに対する設計に変更はないことから、既設置許可の基準適合性に影響を与えるものではない。また、第 7 条及び第 11 条については、発電用原子炉全般に係るが、本変更においては、本条文に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。第 22 条、第 33 条及び第 42 条～第 54 条、第 56 条～第 62 条については、津波警報等が発表されない可能性のある津波時に取水路防潮ゲートが閉止できず、海水ポンプ及び燃料油貯油そうが防護できないと仮定した場合に機能的に影響のある条文であり、第 5 条及び第 40 条に適合することで、これらの条文への影響を回避できることから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。

したがって、既許可申請書の適合性確認結果に影響を与えるものは、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 12 条、第 26 条、第 35 条、第 40 条及び第 62 条であることを確認した。

関係性欄の凡例

今回変更での関係条文	○
今回変更での無関係の条文	×

既許可変更有無欄の凡例

既許可変更有り	○
既許可変更無し	×

条文 (設置許可基準)		関係性	既許可 変更有無	備考
第 1 条	適用範囲	×	×	適用する基準（法令）についての説明であり、要求事項ではないため、関係条文ではない。
第 2 条	定義	×	×	言葉の定義であり、要求事項ではないため、関係条文ではない。
第 3 条	設計基準対象施設の地盤	○	×	本変更においては、潮位観測システム（防護用）を設置するが、これらを設置する建物・構築物は、耐震重要施設を支持する建物・構築物として審査済であり、これに対する変更を行わないことから、設計基準対象施設の地盤に

条文 (設置許可基準)		関係性	既許可 変更有無	備考
				係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第4条	地震による損傷の防止	○	○	本変更においては、潮位観測システム（防護用）を設置するが、これらを設置する建物・構築物は、耐震重要施設を支持する建物・構築物として審査済であり、これに対する変更を行わない。新たに設置する潮位観測システム（防護用）については基準地震動 S_s による地震力に対して要求される機能が保持できる設計とすることから、本変更に伴い、設置許可申請書の記載を変更する。
第5条	津波による損傷の防止	○	○	本条文は設計基準対象施設に関する津波に係る条文であり、本変更に伴い、設置許可申請書の記載を変更する。なお、潮位観測システム（防護用）は設計基準対象施設の津波防護及び津波監視を目的とする第5条要求設備であるとともに、重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設の津波防護及び津波監視を目的とする第40条要求設備であり、第5条要求事項を満足することにより第40条要求事項も満足した設計となることから、設計基準対象施設に区分している。
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	本条文は安全施設に関する想定される自然現象に係る条文であり、取水路防潮ゲートが竜巻により損傷した場合の対応が記載されている。本変更に伴い、潮位観測システム（防護用）は、取水路防潮ゲートと同等の設計とすることから、取水路防潮ゲートと同様に潮位観測システム（防護用）についても竜巻により損傷した場合の対応について記載することとし、設置許可申請書の記載を変更する。
第7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×	本条文は発電用原子炉全般に関係するが、本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わな

条文 (設置許可基準)		関係性	既許可 変更有無	備考
				いことから、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 8 条	火災による損傷の防止	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、火災による損傷の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 9 条	溢水による損傷の防止等	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、溢水による損傷の防止等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 10 条	誤操作の防止	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、誤操作の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 11 条	安全避難通路等	○	×	本条文は発電用原子炉全般に関係するが、本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、安全避難通路等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 12 条	安全施設	○	○	本変更において、潮位観測システム（防護用）の安全機能について追記することから、設置許可申請書の記載を変更する。
第 13 条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 14 条	全交流動力電源喪失対策設備	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わない

条文 (設置許可基準)		関係性	既許可 変更有無	備考
				ことから、全交流動力電源喪失対策設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 15 条	炉心等	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、炉心等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 16 条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 17 条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、原子炉冷却材圧力バウンダリに係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 18 条	蒸気タービン	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、蒸気タービンに係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 19 条	非常用炉心冷却設備	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、非常用炉心冷却設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 20 条	一次冷却材の減少分を補給する設備	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、一次冷却材の減少分を補給する設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。

条文 (設置許可基準)		関係性	既許可 変更有無	備考
第 21 条	残留熱を除去することができる設備	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、残留熱を除去することができる設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 22 条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	○	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 23 条	計測制御系統施設	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、計測制御系統施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 24 条	安全保護回路	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、安全保護回路に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 25 条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 26 条	原子炉制御室等	○	○	本変更に伴い、外部状況を把握する設備としての潮位計に関する記載を変更することから、設置許可申請書の記載を変更する。
第 27 条	放射性廃棄物の処理施設	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、放射性廃棄物の処理施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。

条文 (設置許可基準)		関係性	既許可 変更有無	備考
第 28 条	放射性廃棄物の貯蔵施設	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、放射性廃棄物の貯蔵施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 29 条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 30 条	放射線からの放射線業務従事者の防護	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、放射線からの放射線業務従事者の防護に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 31 条	監視設備	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、監視設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 32 条	原子炉格納施設	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、原子炉格納施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 33 条	保安電源設備	○	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、保安電源設備に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 34 条	緊急時対策所	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、緊急時対策所に係る既設置許可の

条文 (設置許可基準)		関係性	既許可 変更有無	備考
				基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 35 条	通信連絡設備	○	○	取水路防潮ゲートの閉止判断の際に、1号及び2号炉当直課長並びに3号及び4号炉当直課長が連携するために用いる通信連絡設備は、津波防護機能を直接的に有する津波防護施設と位置付けられるため、衛星電話(津波防護用)を追設するとともに、通信連絡設備のうち衛星電話(固定)を、衛星電話(津波防護用)として一部兼用することから、本変更に伴い、これらにかかる設置許可申請書の記載を変更する。
第 36 条	補助ボイラー	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、補助ボイラーに係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 37 条	重大事故等の拡大の防止等	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、有効性評価に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 38 条	重大事故等対処施設の地盤	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、重大事故等対処施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 39 条	地震による損傷の防止	×	×	同上
第 40 条	津波による損傷の防止	○	○	本条文は重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設に関しての津波に係る条文であり、本変更に伴い、設置許可申請書の記載を変更する。なお、潮位観測システム(防護用)は設計基準対象施設の津波防護及び津波監視を目的とする第5条要求設備であるとともに、

条文 (設置許可基準)		関係性	既許可 変更有無	備考
				重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設の津波防護及び津波監視を目的とする第40条要求設備であり、第5条要求事項を満足することにより第40条要求事項も満足した設計となることから、設計基準対象施設に区分している。
第41条	火災による損傷の防止	×	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、重大事故等対処施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第42条	特定重大事故等対処施設	○	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、特定重大事故等対処施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。なお、潮位観測システム(防護用)は設計基準対象施設の津波防護及び津波監視を目的とする第5条要求設備であるとともに、重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設の津波防護及び津波監視を目的とする第40条要求設備であり、第5条要求事項を満足することにより第40条要求事項も満足した設計となることから、設計基準対象施設に区分している。
第43条	重大事故等対処設備	○	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、重大事故等対処施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	○	×	同上

条文 (設置許可基準)		関係性	既許可 変更有無	備考
第 45 条	原子炉冷却材圧力 バウンダリ高圧時 に発電用原子炉を 冷却するための設 備	○	×	本変更においては、本条文に関係する設備に 変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わ ないことから、重大事故等対処施設に係る既 設置許可の基準適合性確認結果に影響を与え るものではない。
第 46 条	原子炉冷却材圧力 バウンダリを減圧 するための設備	○	×	同上
第 47 条	原子炉冷却材圧力 バウンダリ低圧時 に発電用原子炉を 冷却するための設 備	○	×	同上
第 48 条	最終ヒートシンク へ熱を輸送するた めの設備	○	×	同上
第 49 条	原子炉格納容器内 の冷却等のための 設備	○	×	同上
第 50 条	原子炉格納容器の 過圧破損を防止す るための設備	○	×	同上
第 51 条	原子炉格納容器下 部の熔融炉心を冷 却するための設備	○	×	同上
第 52 条	水素爆発による原 子炉格納容器の破 損を防止するた めの設備	○	×	同上
第 53 条	水素爆発による原 子炉建屋等の損傷 を防止するための 設備	○	×	同上

条文 (設置許可基準)		関係性	既許可 変更有無	備考
第 54 条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	○	×	本変更においては、本条文に関係する設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、重大事故等対処施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第 55 条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×	×	同上
第 56 条	重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備	○	×	同上
第 57 条	電源設備	○	×	同上
第 58 条	計装設備	○	×	同上
第 59 条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	○	×	同上
第 60 条	監視測定設備	○	×	同上
第 61 条	緊急時対策所	○	×	同上
第 62 条	通信連絡を行うために必要な設備	○	○	取水路防潮ゲートの閉止判断の際に、1号及び2号炉当直課長並びに3号及び4号炉当直課長が連携するために用いる通信連絡設備は、津波防護機能を直接的に有する津波防護施設と位置付けられるため、通信連絡設備のうち衛星電話(固定)を、衛星電話(津波防護用)として一部兼用することから、本変更に伴い、これらにかかる設置許可申請書の記載を変更する。

目 次

第一編（変更の概要）

第4条、第5条、第6条、第12条、第26条、第35条、第40条及び第62条に係る変更の概要

第二編（耐津波設計方針）

津波に対する施設評価について

第三編（耐津波設計方針の検討経緯）

津波警報等が発表されない可能性のある津波に対する耐津波設計方針の検討経緯

第一編（変更の概要）

原子炉設置変更許可申請書（2020年10月5日申請）
別紙2（本文）

別紙 2（本文）を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
-9-		(記載の変更)	別紙 1 のとおり変更する。
-11- ～ -12-		(記載の変更)	別紙 2 のとおり変更する。
-12- の次頁		(記載の変更)	別紙 3 のとおり変更する。
-17-	下 5 行～ 下 3 行	大津波警報が発表された場合等、敷地への遡上若しくは水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波の襲来が予想される場合、原則として循環水ポンプの停止、取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の停止及び冷却操作を行う手順を整備する。	大津波警報が発表された場合等において、原則として循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の冷却操作を行う手順を整備する。
-23-	上 1 行～ 上 3 行	大津波警報が発表された場合等、敷地への遡上若しくは水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波の襲来が予想される場合、原則として循環水ポンプの停止、取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の停止及び冷却操作を行う手順を整備する。	大津波警報が発表された場合等において、原則として循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の冷却操作を行う手順を整備する。

変 更 の 内 容

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

ロ．発電用原子炉施設の一般構造

1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉のロ．発電用原子炉施設の一般構造の記述のうち、(2)耐津波構造及び(3)その他の主要な構造の(i)のa.設計基準対象施設の(g)安全施設に係る記述を以下のとおり変更する。

A．1号炉

(2) 耐津波構造

(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計

設計基準対象施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。基準津波の定義位置を第 5.10 図に、時刻歴波形を第 5.11 図に示す。

また、設計基準対象施設のうち、津波から防護する設備を「設計基準対象施設の津波防護対象設備」とする。

a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。

(a) 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室、復水タンクは基準津波による遡上波が地上

部から到達及び流入するおそれがあるため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。

(b) 上記(a)の遡上波については、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討する。また、地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討する。

(c) 取水路又は放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、必要に応じ津波防護施設及び浸水防止設備の浸水対策を施すことにより、津波の流入を防止する設計とする。

b. 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。

(a) 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設及び地下部等における漏水の可能性を検討した上で、漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに、同範囲の境界において浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、浸水防止設備を設置することにより浸水範囲を限定する設計とする。

(b) 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）がある場合は、防水区画化するとともに、必要に応じて浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認する。

(c) 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、必要に応じ排水設備を設置する。

c. a.及び b.に規定するもののほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を

除く。)を内包する建屋及び区画については、浸水対策を行うことにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口(扉、開口部及び貫通口等)を特定し、それらに対して必要に応じ浸水対策を施す設計とする。

- d. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する設計とする。そのため、海水ポンプについては、基準津波による水位の低下に対して、津波防護施設を設置し、海水ポンプが機能保持でき、かつ冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して非常用海水路及び海水ポンプ室の通水性が確保でき、かつ取水口からの砂の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計とする。
- e. 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波(施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。)に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できる設計とする。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。
- f. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆起・沈降、地震(本震及び余震)による影響、津波の繰返しの襲来による影響、津波による二次的な影響(洗掘、砂移動及び漂流物等)及び自然条件(積雪、風荷重等)を考慮する。
- g. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに海水ポンプの取水性の評価に当たっては、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。なお、その他の要因による潮位変動、潮位のゆらぎ等についても適切に評価し考慮する。また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される、敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施する。

h. a. 及び d. の方針において、津波警報等が発表されない場合の基準津波に対する耐津波設計は、構内の観測潮位による水位変動により津波襲来を確認した場合に、津波防護施設により「遡上波の地上部からの到達、流入及び取水路、放水路等の経路からの流入」（以下「敷地への遡上」という。）並びに水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する設計とする。この設計に当たって、津波警報等が発表されない場合の基準津波は、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波を網羅する必要があることから、水位変動に影響する波源の特性値を固定せずに策定する。

（第 5.10 図は、変更前の図に同じ。）

(ii) 重大事故等対処施設に対する耐津波設計

重大事故等対処施設は、基準津波に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。基準津波の定義位置を第 5.10 図に、時刻歴波形を第 5.11 図に示す。

また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の津波から防護する設備を「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。

a. 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。

(a) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室、復水タンクは基準津波による遡上波が地上部から到達及び流入するおそれがあるため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。

(b) 上記(a)の遡上波の到達防止に当たっての検討は、「(i) 設計基準対

象施設に対する耐津波設計」を適用する。

- (c) 取水路又は放水路等の経路から、流入の可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。
- b. 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。
- c. a.及びb.に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水対策を行うことにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。
- d. 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、海水ポンプについては、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。

また、大容量ポンプ及び送水車については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。
- e. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。
- f. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに海水ポンプ等の取水性の評価に当たっては、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。
- g. a. 及び d. の方針において、津波警報等が発表されない場合の基準津波に対する耐津波設計は、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。

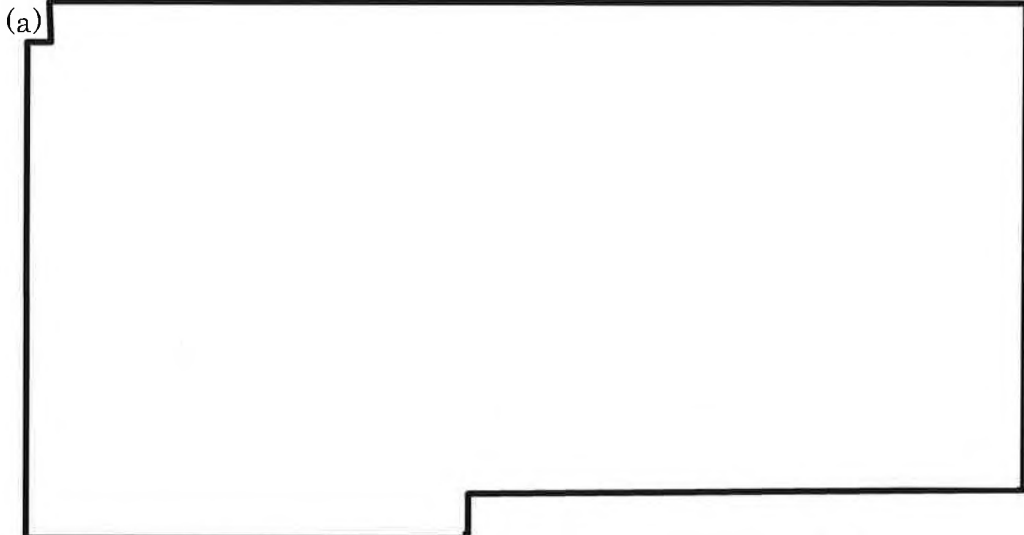
（第 5.10 図は、変更前の図に同じ。）

(iii) 特定重大事故等対処施設に対する耐津波設計

特定重大事故等対処施設は、基準津波に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、特定重大事故等対処施設（一の施設）（以下「ロ. (2) (iii) 特定重大事故等対処施設に対する耐津波設計」において「特定重大事故等対処施設」という。）に対して耐津波設計を行う。基準津波の策定位置を第 5.10 図に、時刻歴波形を第 5.11 図に示す。

また、特定重大事故等対処施設、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の津波から防護する設備を「特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。

- a. 特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。



- (b) 特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は基準津波による遡上波が地上部から到達及び流入するお

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

それがあるため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。

(c) 上記(b)の遡上波の到達防止に当たっての検討は、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。

(d) 取水路又は放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。

b. a.に規定するもののほか、特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水対策を行うことにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。

c. による原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、

きる設計とする。

d. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。基準津波を一定程度超える津波に対する浸水対策の機能の保持については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を基本とする。

e. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。基準津波を一定程度超える津波に対する浸水対策の設計に当たっては、「(i) 設計

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

基準対象施設に対する耐津波設計」を基本とする。

- f. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに []
[] の評価に当たっては、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。なお、その他の要因による潮位変動、潮位のゆらぎ等についても適切に評価し考慮する。また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される、敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施する。
- g. a. 及び c. の方針において、津波警報等が発表されない場合の基準津波に対する耐津波設計は、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。

(第 5.10 図は、変更前の図に同じ。)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

(3) その他の主要な構造

(i) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本
的方針の基に安全設計を行う。

a. 設計基準対象施設

(g) 安全施設

(g-1) 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、十分高い信頼性
を確保し、かつ維持し得る設計とする。このうち、安全機能の重要
度が特に高い安全機能を有する系統は、原則、多重性又は多様性及
び独立性を備える設計とするとともに、当該系統を構成する機器に
短期間では動的機器の単一故障、若しくは長期間では動的機器の単
一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかが生じた場合
であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安
全機能を達成できる設計とする。重要度が特に高い安全機能を有す
る系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって
機能が要求される静的機器のうち、アニュラス空気再循環設備のダ
クトの一部、安全補機室空気浄化設備のフィルタユニット及びダク
トの一部並びに試料採取設備のうち事故時に1次冷却材をサンプリ
ングする設備については、単一設計とする。

アニュラス空気再循環設備のダクトの一部並びに安全補機室空気
浄化設備のフィルタユニット及びダクトの一部については、当該設
備に要求される格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出
た場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能が単一故障によって
喪失しても、単一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響
を最小限に抑えるよう、想定される最も過酷な条件下においても、
安全上支障のない期間に故障を確実に除去又は修復できる設計とし、
その単一故障を仮定しない。設計に当たっては、想定される故障の
除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容
易となる設計とするとともに、設計基準事故時の当該作業期間にお
いても、被ばくを可能な限り低く抑えるよう考慮する。

試料採取設備のうち事故時に1次冷却材をサンプリングする設備については、当該設備に要求される事故時の原子炉の停止状態の把握機能が単一故障によって喪失しても、他の系統を用いてその機能を代替できる設計とし、当該設備に対する多重性の要求は適用しない。

安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。

また、安全施設は、その健全性及び能力を確認するために、その安全機能の重要度に応じ、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。

(g-2) 安全施設は、蒸気タービン等の損壊に伴う飛散物により安全性を損なうことのない設計とする。

蒸気タービン及び発電機は、破損防止対策を行うことにより、破損事故の発生確率を低くするとともに、ミサイルの発生を仮に想定しても安全機能を有する構築物、系統及び機器への到達確率を低くすることによって、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

(g-3) 重要安全施設は、原子炉施設間で原則共用又は相互に接続しないものとするが、安全性が向上する場合は、共用又は相互に接続することを考慮する。重要安全施設に該当する中央制御室は、共用することにより、プラントの状況に応じた運転員の相互融通を図ることができ、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有しながら、事故処置を含む総合的な運転管理を図ることができる等、安全性が向上するため、居住性に配慮した設計とする。同じく重要安全施設に該当する中央制御室換気設備は、各号炉独立に設置し、片系列単独で中央制御室遮蔽とあいまって中央制御室の居

住性を維持できる設計とする。また、共用により更なる多重性を持ち、単一設計とする中央制御室非常用循環フィルタユニットを含め、安全性が向上する設計とする。

また、重要安全施設に該当する取水路防潮ゲートについては、共用している取水路に対して設置することにより、1号炉及び2号炉のいずれの津波から防護する設備も、基準津波に対して安全機能を損なうおそれがないように設計することから、2以上の原子炉施設の安全性が向上する。重要安全施設に該当する潮位観測システム(防護用)は、観測場所を海水ポンプ室、2号炉海水ポンプ室及び3、4号炉海水ポンプ室に分散し、複数の場所で潮位観測を行うこと、並びに1号、2号、3号及び4号炉で共用することで取水路全体の潮位観測ができる設計とすることから、2以上の原子炉施設の安全性が向上する。

安全施設(重要安全施設を除く。)を共用又は相互に接続する場合には、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

補助蒸気連絡ラインのうち、1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管については、相互接続するものの、通常は連絡弁の閉操作を行うことで1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管は分離されることから、悪影響を及ぼすことはなく、連絡時においても、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の補助蒸気の圧力等は同じとし、また、十分な供給容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。1号炉及び2号炉の補助蒸気配管については、相互接続し、通常は連絡弁を開けて連絡するものの、各号炉の補助蒸気の圧力等は同じとし、また、十分な供給容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことがなく、連絡しない場合は、連絡弁の閉操作により1号炉及び2号炉の補助蒸気配管を分離することで悪影響を及ぼすことがない設計とする。

2次系補給水連絡ラインは、1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管を相互接続するものの、通常は連絡弁の閉操作

を行うことで1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管は分離されることから、悪影響を及ぼすことはなく、連絡時においても、各号炉の圧力等は同じとし、また、十分な供給容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

消火水連絡ラインは、1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管を相互接続するものの、通常は連絡弁の閉操作を行うことで1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管は分離されることから、悪影響を及ぼすことはなく、連絡時においても、各号炉の圧力等は同じとし、また、消火活動に必要な水量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

2次系冷却水連絡ラインは、1号炉及び2号炉の2次系冷却水配管を相互接続するものの、通常は連絡弁の閉操作を行うことで各号炉の2次系冷却水配管は分離されることから、悪影響を及ぼすことはなく、連絡時においても、各号炉の圧力等は同じとし、また、十分な供給容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする

B. 2号炉

以下の記載を除いて、1号炉の変更に同じ。

(3) その他の主要な構造

(i) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本
的方針の基に安全設計を行う。

a. 設計基準対象施設

(g) 安全施設

(g-1) 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、十分高い信頼性
を確保し、かつ維持し得る設計とする。このうち、安全機能の重要
度が特に高い安全機能を有する系統は、原則、多重性又は多様性及
び独立性を備える設計とするとともに、当該系統を構成する機器に
短期間では動的機器の単一故障、若しくは長期間では動的機器の単
一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかが生じた場合
であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安
全機能を達成できる設計とする。重要度が特に高い安全機能を有す
る系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって
機能が要求される静的機器のうち、アニュラス空気再循環設備のダ
クトの一部、安全補機室空気浄化設備のフィルタユニット及びダク
トの一部並びに試料採取設備のうち事故時に1次冷却材をサンプリ
ングする設備については、単一設計とする。

アニュラス空気再循環設備のダクトの一部並びに安全補機室空気
浄化設備のフィルタユニット及びダクトの一部については、当該設
備に要求される格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出
た場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能が単一故障によって
喪失しても、単一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響
を最小限に抑えるよう、想定される最も過酷な条件下においても、
安全上支障のない期間に故障を確実に除去又は修復できる設計とし、
その単一故障を仮定しない。設計に当たっては、想定される故障の
除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容

易となる設計とするとともに、設計基準事故時の当該作業期間においても、被ばくを可能な限り低く抑えるよう考慮する。

試料採取設備のうち事故時に1次冷却材をサンプリングする設備については、当該設備に要求される事故時の原子炉の停止状態の把握機能が単一故障によって喪失しても、他の系統を用いてその機能を代替できる設計とし、当該設備に対する多重性の要求は適用しない。

安全施設の設計条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。

また、安全施設は、その健全性及び能力を確認するために、その安全機能の重要度に応じ、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。

(g-2) 安全施設は、蒸気タービン等の損壊に伴う飛散物により安全性を損なうことのない設計とする。

蒸気タービン及び発電機は、破損防止対策を行うことにより、破損事故の発生確率を低くするとともに、ミサイルの発生を仮に想定しても安全機能を有する構築物、系統及び機器への到達確率を低くすることによって、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

(g-3) 重要安全施設は、原子炉施設間で原則共用又は相互に接続しないものとするが、安全性が向上する場合は、共用又は相互に接続することを考慮する。重要安全施設に該当する中央制御室は、共用することにより、プラントの状況に応じた運転員の相互融通を図ることができ、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有しながら、事故処置を含む総合的な運転管理を図ることができる等、安全性が向上するため、居住性に配慮した設計とする。同

じく重要安全施設に該当する中央制御室換気設備は、各号炉独立に設置し、片系列単独で中央制御室遮蔽とあいまって中央制御室の居住性を維持できる設計とする。また、共用により更なる多重性を持ち、単一設計とする中央制御室非常用循環フィルタユニットを含め、安全性が向上する設計とする。

また、重要安全施設に該当する取水路防潮ゲートについては、共用している取水路に対して設置することにより、1号炉及び2号炉のいずれの津波から防護する設備も、基準津波に対して安全機能を損なうおそれがないように設計することから、2以上の原子炉施設の安全性が向上する。重要安全施設に該当する潮位観測システム(防護用)は、観測場所を1号炉海水ポンプ室、海水ポンプ室及び3、4号炉海水ポンプ室に分散し、複数の場所で潮位観測を行うこと、並びに1号、2号、3号及び4号炉で共用することで取水路全体の潮位観測ができる設計とすることから、2以上の原子炉施設の安全性が向上する。

安全施設(重要安全施設を除く。)を共用又は相互に接続する場合には、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

補助蒸気連絡ラインのうち、1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管については、相互接続するものの、通常は連絡弁の閉操作を行うことで1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管は分離されることから、悪影響を及ぼすことはなく、連絡時においても、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の補助蒸気の圧力等は同じとし、また、十分な供給容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。1号炉及び2号炉の補助蒸気配管については、相互接続し、通常は連絡弁を開けて連絡するものの、各号炉の補助蒸気の圧力等は同じとし、また、十分な供給容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことがなく、連絡しない場合は、連絡弁の閉操作により1号炉及び2号炉の補助蒸気配管を分離することで悪影響を及ぼすことがない設計とする。

2次系補給水連絡ラインは、1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管を相互接続するものの、通常は連絡弁の閉操作を行うことで1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管は分離されることから、悪影響を及ぼすことはなく、連絡時においても、各号炉の圧力等は同じとし、また、十分な供給容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

消火水連絡ラインは、1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管を相互接続するものの、通常は連絡弁の閉操作を行うことで1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管は分離されることから、悪影響を及ぼすことはなく、連絡時においても、各号炉の圧力等は同じとし、また、消火活動に必要な水量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

2次系冷却水連絡ラインは、1号炉及び2号炉の2次系冷却水配管を相互接続するものの、通常は連絡弁の閉操作を行うことで各号炉の2次系冷却水配管は分離されることから、悪影響を及ぼすことはなく、連絡時においても、各号炉の圧力等は同じとし、また、十分な供給容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする

C. 3号炉及び4号炉

(2) 耐津波構造

(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計

設計基準対象施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。基準津波の定義位置を第5.10図に、時刻歴波形を第5.11図に示す。

また、設計基準対象施設のうち、津波から防護する設備を「設計基準対象施設の津波防護対象設備」とする。

a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。

(a) 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室は基準津波による遡上波が地上部から到達及び流入するおそれがあるため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。

(b) 上記(a)の遡上波については、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討する。また、地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討する。

(c) 取水路又は放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部及び貫通

- 口等)を特定し、必要に応じ津波防護施設及び浸水防止設備の浸水対策を施すことにより、津波の流入を防止する設計とする。
- b. 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。
- (a) 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設及び地下部等における漏水の可能性を検討した上で、漏水が継続することによる浸水範囲を想定(以下「浸水想定範囲」という。)するとともに、同範囲の境界において浸水の可能性のある経路及び浸水口(扉、開口部及び貫通口等)を特定し、浸水防止設備を設置することにより浸水範囲を限定する設計とする。
- (b) 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)がある場合は、防水区画化するとともに、必要に応じ浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認する。
- (c) 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、必要に応じ排水設備を設置する。
- c. a.及びb.に規定するもののほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画については、浸水対策を行うことにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口(扉、開口部及び貫通口等)を特定し、それらに対して必要に応じ浸水対策を施す設計とする。
- d. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する設計とする。そのため、海水ポンプについては、基準津波による水位の低下に対して、津波防護施設を設置し、海水ポンプが機能保持でき、かつ冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また、

基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して海水取水トンネル及び海水ポンプ室の通水性が確保でき、かつ取水口からの砂の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計とする。

- e. 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できる設計とする。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。
- f. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆起・沈降、地震（本震及び余震）による影響、津波の繰返しの襲来による影響、津波による二次的な影響（洗掘、砂移動及び漂流物等）及び自然条件（積雪、風荷重等）を考慮する。
- g. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに海水ポンプの取水性の評価に当たっては、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。なお、その他の要因による潮位変動、潮位のゆらぎ等についても適切に評価し考慮する。また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される、敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施する。
- h. a. 及び d. の方針において、津波警報等が発表されない場合の基準津波に対する耐津波設計は、構内の観測潮位による水位変動により津波襲来を確認した場合に、津波防護施設により「遡上波の地上部からの到達、流入及び取水路、放水路等の経路からの流入」（以下「敷地への遡上」という。）並びに水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する設計とする。この設計に当たって、津波警報等が発表されない場合の基準津波は、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波を網羅する必要がある

ることから、水位変動に影響する波源の特性値を固定せずに策定する。

(第 5.10 図は、変更前の図に同じ。)

(ii) 重大事故等対処施設に対する耐津波設計

重大事故等対処施設は、基準津波に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。基準津波の定義位置を第 5.10 図に、時刻歴波形を第 5.11 図に示す。

また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の津波から防護する設備を「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。

a. 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。

(a) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室は基準津波による遡上波が地上部から到達及び流入するおそれがあるため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。

(b) 上記(a)の遡上波の到達防止に当たっての検討は、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。

(c) 取水路又は放水路等の経路から、流入の可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。

b. 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の

上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。

c. a.及びb.に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水対策を行うことにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。

d. 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、海水ポンプについては、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。

また、大容量ポンプ及び送水車については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。

e. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。

f. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに海水ポンプ等の取水性の評価に当たっては、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。

g. a. 及び d. の方針において、津波警報等が発表されない場合の基準津波に対する耐津波設計は、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。

(第 5.10 図は、変更前の図に同じ。)

(iii) 特定重大事故等対処施設に対する耐津波設計

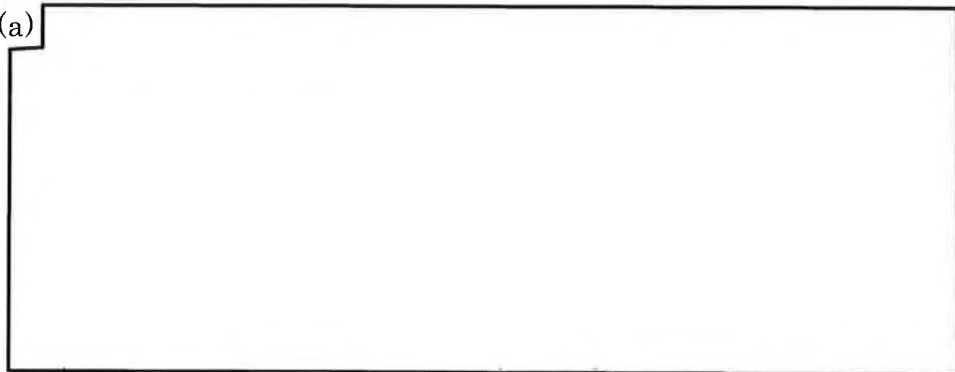
特定重大事故等対処施設は、基準津波に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の

衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。基準津波の策定位置を第 5.10 図に、時刻歴波形を第 5.11 図に示す。

また、特定重大事故等対処施設、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の津波から防護する設備を「特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。

- a. 特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。

(a)



- (b) 特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を内包する建屋及び区画は基準津波による遡上波が地上部から到達及び流入するおそれがあるため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。
- (c) 上記(b)の遡上波の到達防止に当たっての検討は、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。
- (d) 取水路又は放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。
- b. a.に規定するもののほか、特定重大事故等対処施設の津波防護対象

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

設備（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水対策を行うことにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。

- c. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。
- d. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。
- e. a. の方針において、津波警報等が発表されない場合の基準津波に対する耐津波設計は、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。

（第 5.10 図は、変更前の図に同じ。）

(3) その他の主要な構造

(i) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本
的方針の基に安全設計を行う。

a. 設計基準対象施設

(g) 安全施設

(g-1) 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、十分高い信頼性
を確保し、かつ維持し得る設計とする。このうち、安全機能の重要
度が特に高い安全機能を有する系統は、原則、多重性又は多様性及
び独立性を備える設計とするとともに、当該系統を構成する機器に
短期間では動的機器の単一故障、若しくは長期間では動的機器の単
一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかが生じた場合
であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安
全機能を達成できる設計とする。重要度が特に高い安全機能を有す
る系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって
機能が要求される静的機器のうち、単一設計とするアニュラス空気
浄化設備のダクトの一部並びに安全補機室空気浄化設備のフィルタ
ユニット及びダクトの一部については、当該設備に要求される格納
容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出た場所の雰囲気中の
放射性物質の濃度低減機能が単一故障によって喪失しても、単一故
障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響を最小限に抑えるよ
う、想定される最も過酷な条件下においても、安全上支障のない期
間に故障を確実に除去又は修復できる設計とし、その単一故障を仮
定しない。設計に当たっては、想定される故障の除去又は修復のた
めのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とす
るとともに、設計基準事故時の当該作業期間においても、被ばくを
可能な限り低く抑えるよう考慮する。

安全施設の設計条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等
に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運
転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される
圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全

側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。

また、安全施設は、その健全性及び能力を確認するために、その安全機能の重要度に応じ、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。

(g-2) 安全施設は、蒸気タービン等の損壊に伴う飛散物により安全性を損なうことのない設計とする。

蒸気タービン及び発電機は、破損防止対策を行うことにより、破損事故の発生確率を低くするとともに、ミサイルの発生を仮に想定しても安全機能を有する構築物、系統及び機器への到達確率を低くすることによって、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

(g-3) 重要安全施設は、原子炉施設間で原則共用又は相互に接続しないものとするが、安全性が向上する場合は、共用又は相互に接続することを考慮する。重要安全施設に該当する中央制御室は、共用することにより、プラントの状況に応じた運転員の相互融通を図ることができ、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有しながら、事故処置を含む総合的な運転管理を図ることができる等、安全性が向上するため、居住性に配慮した設計とする。同じく重要安全施設に該当する中央制御室空調装置は、各号炉独立に設置し、片系列単独で中央制御室遮蔽とあいまって中央制御室の居住性を維持できる設計とする。また、共用により更なる多重性を持ち、単一設計とする中央制御室非常用循環フィルタユニットを含め、安全性が向上する設計とする。

また、重要安全施設に該当する取水路防潮ゲートについては、共用している取水路に対して設置することにより、3号炉及び4号炉のいずれの津波から防護する設備も、基準津波に対して安全機能を損なうおそれがないように設計することから、2以上の原子炉施設の安全性が向上する。重要安全施設に該当する潮位観測システム（防護用）は、観測場所を1号炉海水ポンプ室、2号炉海水ポンプ室及

び海水ポンプ室に分散し、複数の場所で潮位観測を行うこと、並びに1号、2号、3号及び4号炉で共用することで取水路全体の潮位観測ができる設計とすることから、2以上の原子炉施設の安全性が向上する。

安全施設（重要安全施設を除く。）を共用又は相互に接続する場合には、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

補助蒸気連絡ラインのうち、1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管については、相互接続するものの、通常は連絡弁の閉操作を行うことで1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管は分離されることから、悪影響を及ぼすことはなく、連絡時においても、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の補助蒸気の圧力等は同じとし、また、十分な供給容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。3号炉及び4号炉の補助蒸気配管については、相互接続し、通常は連絡弁を開けて連絡するものの、各号炉の補助蒸気の圧力等は同じとし、また、十分な供給容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことがなく、連絡しない場合は、連絡弁の閉操作により3号炉及び4号炉の補助蒸気配管を分離することで悪影響を及ぼすことがない設計とする。

2次系補給水連絡ラインは、1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管を相互接続するものの、通常は連絡弁の閉操作を行うことで1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管は分離されることから、悪影響を及ぼすことはなく、連絡時においても、各号炉の圧力等は同じとし、また、十分な供給容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

消火水連絡ラインは、1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管を相互接続するものの、通常は連絡弁の閉操作を行うことで1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管は分離されることから、悪影響を及ぼすことはなく、連絡時においても、

各号炉の圧力等は同じとし、また、消火活動に必要な水量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

軸受冷却水連絡ラインは、3号炉及び4号炉の軸受冷却水配管を相互接続するものの、通常は連絡弁の閉操作を行うことで各号炉の軸受冷却水配管は分離されることから、悪影響を及ぼすことはなく、連絡時においても、各号炉の圧力等は同じとし、また、十分な供給容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備

1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉のヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備の記述のうち、(3)その他の主要な事項の(iii)浸水防護設備の a. 津波に対する防護設備、(viii)緊急時対策所の衛星電話（固定）及び(ix)通信連絡設備の衛星電話に係る記述を以下のとおり変更する。

A. 1号炉

(3) その他の主要な事項

(iii) 浸水防護設備

a. 津波に対する防護設備

設計基準対象施設は、基準津波に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならないこと、また、重大事故等対処施設は、基準津波に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならないことから、取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号炉放水ピット止水板、潮位観測システム（防護用）並びに海水ポンプ室浸水防止蓋、循環水ポンプ室浸水防止蓋、中間建屋水密扉、制御建屋水密扉、貫通部止水処置により、津波から防護する設計とする。

取水路防潮ゲートは、防潮壁、ゲート落下機構（電源系及び制御系を含む。）及びゲート扉体等で構成され、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位に至る前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設（MS-1）として設計する。

潮位観測システム（防護用）は、潮位計（潮位検出器、監視モニタ（データ演算機能及び警報発信機能を有し、電源設備及びデータ伝送設備を含む。））及び衛星電話（津波防護用）等により構成され、取水路防潮ゲートを閉止する判断を行うための設備であることから、重要安全施設として取水路防潮ゲート（MS-1）と同等の設計とする。

取水路防潮ゲート

（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）

個 数 1

放水口側防潮堤 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)	個 数	1
防潮扉 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)	個 数	1
屋外排水路逆流防止設備 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)	個 数	5
1号及び2号炉放水ピット止水板 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)	個 数	2
潮位観測システム (防護用) (1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設)	個 数	一式
海水ポンプ室浸水防止蓋	個 数	14
循環水ポンプ室浸水防止蓋	個 数	5
中間建屋水密扉 (「津波に対する防護設備」及び「内部溢水に対する 防護設備」と兼用)	個 数	2
制御建屋水密扉 (1号及び2号炉共用) (「津波に対する防護設備」及び「内部溢水に対する 防護設備」と兼用)	個 数	3
貫通部止水処置 (1号及び2号炉共用) (「津波に対する防護設備」及び「内部溢水に対する 防護設備」と兼用)	個 数	一式

(viii) 緊急時対策所

衛星電話 (固定) (1号、2号、3号及び4号炉共用) (「津波に対する防護設備」、「緊急時対策所」及び 「通信連絡設備」と兼用)		一式
---	--	----

(ix) 通信連絡設備

衛星電話 (固定) (1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設)		
-------------------------------------	--	--

(ヌ. (3) (iii) a. 他と兼用)	一式
衛星電話 (携帯)	
(1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設)	
(ヌ. (3) (viii) と兼用)	一式
衛星電話 (可搬)	
(1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設)	
(ヌ. (3) (viii) と兼用)	一式

B. 2号炉

(3) その他の主要な事項

(iii) 浸水防護設備

a. 津波に対する防護設備

設計基準対象施設は、基準津波に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならないこと、また、重大事故等対処施設は、基準津波に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならないことから、取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号炉放水ピット止水板、潮位観測システム（防護用）並びに海水ポンプ室浸水防止蓋、循環水ポンプ室浸水防止蓋、中間建屋水密扉、制御建屋水密扉、貫通部止水処置により、津波から防護する設計とする。

取水路防潮ゲートは、防潮壁、ゲート落下機構（電源系及び制御系を含む。）及びゲート扉体等で構成され、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位に至る前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設（MS-1）として設計する。

潮位観測システム（防護用）は、潮位計（潮位検出器、監視モニタ（データ演算機能及び警報発信機能を有し、電源設備及びデータ伝送設備を含む。））及び衛星電話（津波防護用）等により構成され、取水路防潮ゲートを閉止する判断を行うための設備であることから、重要安全施設として取水路防潮ゲート（MS-1）と同等の設計とする。

取水路防潮ゲート

（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設） 個数 1

放水口側防潮堤

（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 個数 1

防潮扉

（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 個数 1

屋外排水路逆流防止設備

（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 個数 5

1号及び2号炉放水ピット止水板

(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)	個数	2
潮位観測システム(防護用)		
(1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設)	個数	一式
海水ポンプ室浸水防止蓋	個数	15
循環水ポンプ室浸水防止蓋	個数	2
中間建屋水密扉		
(「津波に対する防護設備」及び「内部溢水に対する防護設備」と兼用)	個数	3
制御建屋水密扉(1号及び2号炉共用)		
(「津波に対する防護設備」及び「内部溢水に対する防護設備」と兼用)	個数	3
貫通部止水処置(1号及び2号炉共用)		
(「津波に対する防護設備」及び「内部溢水に対する防護設備」と兼用)	個数	一式
 (viii) 緊急時対策所		
衛星電話(固定)(1号、2号、3号及び4号炉共用)		
(「津波に対する防護設備」、「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)		一式
 (ix) 通信連絡設備		
衛星電話(固定)		
(1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設)		
(又.(3)(iii)a.他と兼用)		一式
衛星電話(携帯)		
(1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設)		
(又.(3)(viii)と兼用)		一式
衛星電話(可搬)		
(1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設)		
(又.(3)(viii)と兼用)		一式

C. 3号炉及び4号炉

(3) その他の主要な事項

(iii) 浸水防護設備

a. 津波に対する防護設備

設計基準対象施設は、基準津波に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならないこと、また、重大事故等対処施設は、基準津波に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならないことから、取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号炉放水ピット止水板、潮位観測システム（防護用）並びに海水ポンプ室浸水防止蓋により、津波から防護する設計とする。

取水路防潮ゲートは、防潮壁、ゲート落下機構（電源系及び制御系を含む。）及びゲート扉体等で構成され、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位に至る前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設（MS-1）として設計する。

潮位観測システム（防護用）は、潮位計（潮位検出器、監視モニタ（データ演算機能及び警報発信機能を有し、電源設備及びデータ伝送設備を含む。））及び衛星電話（津波防護用）等により構成され、取水路防潮ゲートを閉止する判断を行うための設備であることから、重要安全施設として取水路防潮ゲート（MS-1）と同等の設計とする。

取水路防潮ゲート（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）

個 数 1

放水口側防潮堤（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）

個 数 1

防潮扉（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）

個 数 1

屋外排水路逆流防止設備（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）

個 数 5

1号及び2号炉放水ピット止水板（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）

個 数 2

潮位観測システム（防護用）（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）

個 数 一式

海水ポンプ室浸水防止蓋（3号及び4号炉共用）

個 数 80

(viii) 緊急時対策所

衛星電話（固定）（1号、2号、3号及び4号炉共用）

（「津波に対する防護設備」、「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）

一式

(ix) 通信連絡設備

衛星電話（固定）

（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）

（又、(3)(iii)a. 他と兼用）

一式

衛星電話（携帯）

（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）

（又、(3)(viii)と兼用）

一式

衛星電話（可搬）

（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）

（又、(3)(viii)と兼用）

一式

原子炉設置変更許可申請書（2020年10月5日申請）
添付書類8

添付書類八を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-目-1 ～ 8-目-9		(記載の変更)	別紙8-目-1のとおり変更する。

別添 5

添 付 書 類 八

変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

令和 2 年 1 月 2 9 日付け原規規発第 2 0 0 1 2 9 2 号をもって設置変更許可を受けた、高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書の添付書類八の 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉に係る記述のうち、下記内容を変更又は追加する。

記

(1 号炉)

1. 安全設計のうち以下を変更又は追加する。

1.1 安全設計の方針

1.1.1 安全設計の基本方針

1.1.1.6 共用

1.2 安全機能の重要度分類

1.2.1 安全上の機能別重要度分類

1.3 耐震設計

1.3.1 設計基準対象施設の耐震設計

1.3.1.2 耐震重要度分類

1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界

(3) 荷重の組合せ

d. 荷重の組合せ上の留意事項

1.3.1.5 設計における留意事項

1.4 耐津波設計

1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針

1.4.1.1 耐津波設計の基本方針

- (1) 津波防護対象の選定
 - (2) 敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等
 - b. 敷地における施設の位置、形状等の把握
 - (3) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準の設定及び閉止手順
 - (4) 入力津波の設定
 - (5) 詳細設計において作成する入力津波について
- 1.4.1.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針
- 1.4.1.3 敷地への浸水防止（外郭防護1）
- 1.4.1.6 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止
- (1) 海水ポンプの取水性
 - (2) 津波の二次的な影響による海水ポンプの機能保持確認
 - a. 砂移動・堆積の影響
 - c. 漂流物の取水性への影響
- 1.4.1.7 津波監視
- 1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計
- 1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針
 - (1) 津波防護対象の選定
 - 1.4.2.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針
 - 1.4.2.4 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）
- 1.4.3 特定重大事故等対処施設の耐津波設計
- 1.4.3.1 特定重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針
 - (1) 津波防護対象の選定
 - 1.4.3.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針
 - 1.4.3.5 [] による原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止

[]

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

1.4.3.6 津波監視

1.7 竜巻防護に関する基本方針

1.7.1 設計方針

1.7.1.3 設計竜巻から防護する施設

1.7.2 手順等

1.11 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針

1.11.16 発電用原子炉設置変更許可申請（2019年9月26日申請）に係る安全設計の方針

1.11.16.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」に対する適合

6. 計測制御系統施設のうち以下を変更する。

6.10 制御室

6.10.1 通常運転時等

6.10.1.2 中央制御室

6.10.1.2.2 主要設備

(2) 中央制御室

b. 気象観測設備等

10. その他発電用原子炉の附属施設のうち以下を変更する。

10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備

10.6.1 津波に対する損傷防止

10.6.1.1 設計基準対象施設

10.6.1.1.2 設計方針

10.6.1.1.3 主要設備

10.6.1.1.4 主要仕様

10.6.1.1.6 手順等

10.6.1.2 重大事故等対処施設

10.6.1.2.2 設計方針

10.6.1.2.4 主要仕様

10.6.1.3 特定重大事故等対処施設

10.6.1.3.2 設計方針

- 10.6.1.3.4 主要仕様
- 10.6.1.3.6 手順等
- 10.10 緊急時対策所
 - 10.10.1 通常運転時等
 - 10.10.1.5 主要仕様
 - 10.10.2 重大事故等時
 - 10.10.2.3 主要設備及び仕様
- 10.13 通信連絡設備
 - 10.13.1 通常運転時等
 - 10.13.1.4 主要仕様
 - 10.13.2 重大事故等時
 - 10.13.2.3 主要設備及び仕様

表

第 1.2.2 表	原子炉施設の安全上の機能別重要度分類(3/8)
第 1.3.1 表	クラス別施設(3/7)
第 1.4.1 表	入力津波高さ一覧表
第 1.4.2 表	津波防護対策の設備分類と設置目的
第 1.4.5 表	津波防護対象範囲の分類
第 1.4.6 表	特定重大事故等対処施設の津波防護対象範囲の分類
第 10.6.1.1.1 表	浸水防護設備の設備仕様（１）
第 10.10.1.1 表	緊急時対策所の設備仕様
第 10.10.2.1 表	緊急時対策所（重大事故等時）（常設）の設備仕様
第 10.13.1.2 表	通信設備（発電所内）の仕様
第 10.13.2.1 表	通信連絡設備（重大事故等時）（常設）の設備仕様

図

- 第 1.4.1 図(1) 入力津波波形 (1)
- 第 1.4.1 図(2) 入力津波波形 (2)
- 第 1.4.1 図(3) 入力津波波形 (3)
- 第 1.4.1 図(4) 入力津波波形 (4)
- 第 1.4.4 図 敷地の特性に応じた津波防護の概要
- 第 1.4.6 図(1/3) 漂流物評価フロー
- 第 1.4.6 図(2/3) 漂流物評価フロー
- 第 1.4.6 図(3/3) 漂流物評価フロー
- 第 1.4.9 図 特定重大事故等対処施設の敷地の特性に応じた津波防護の概要
- 第 6.10.1.1 図 潮位観測システム (防護用)、潮位計及び潮位観測システム (補助用) 概念図
- 第 10.6.1.1.8 図 潮位観測システム (防護用) 概念図
- 第 10.6.1.1.9 図 潮位観測システム (防護用) 電源構成概念図

(2号炉)

1. 安全設計のうち以下を変更又は追加する。

1.1 安全設計の方針

1.1.1 安全設計の基本方針

1.1.1.6 共用

1.2 安全機能の重要度分類

1.3 耐震設計

1.4 耐津波設計

1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針

1.4.1.1 耐津波設計の基本方針

(1) 津波防護対象の選定

(2) 敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等

b. 敷地における施設の位置、形状等の把握

(3) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準の設定及び閉止手順

(4) 入力津波の設定

(5) 詳細設計において作成する入力津波について

1.4.1.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針

1.4.1.3 敷地への浸水防止（外郭防護1）

1.4.1.6 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防
止

(1) 海水ポンプの取水性

(2) 津波の二次的な影響による海水ポンプの機能保持確認

a. 砂移動・堆積の影響

c. 漂流物の取水性への影響

1.4.1.7 津波監視

1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計

1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針

(1) 津波防護対象の選定

1.4.2.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針

1.4.2.4 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響

防止（外郭防護2）

1.4.3 特定重大事故等対処施設の耐津波設計

1.4.3.1 特定重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針

(1) 津波防護対象の選定

1.4.3.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針

1.4.3.5 []による原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止

1.4.3.6 津波監視

1.7 竜巻防護に関する基本方針

1.7.1 設計方針

1.7.1.3 設計竜巻から防護する施設

1.7.2 手順等

1.11 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針

1.11.17 発電用原子炉設置変更許可申請（2019年9月26日申請）に係る安全設計の方針

1.11.17.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」に対する適合

6. 計測制御系統施設のうち以下を変更する。

6.10 制御室

6.10.1 通常運転時等

6.10.1.2 中央制御室

6.10.1.2.2 主要設備

(2) 中央制御室

b. 気象観測設備等

10. その他発電用原子炉の附属施設のうち以下を変更する。

10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備

10.6.1 津波に対する損傷防止

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

- 10.6.1.1 設計基準対象施設
 - 10.6.1.1.2 設計方針
 - 10.6.1.1.3 主要設備
 - 10.6.1.1.4 主要仕様
 - 10.6.1.1.6 手順等
- 10.6.1.2 重大事故等対処施設
 - 10.6.1.2.2 設計方針
 - 10.6.1.2.4 主要仕様
- 10.6.1.3 特定重大事故等対処施設
 - 10.6.1.3.2 設計方針
 - 10.6.1.3.4 主要仕様
 - 10.6.1.3.6 手順等
- 10.10 緊急時対策所
- 10.13 通信連絡設備

表

第 10.6.1.1.1 表 浸水防護設備の設備仕様

(3号炉及び4号炉)

1. 安全設計のうち以下を変更又は追加する。

1.1 安全設計の方針

1.1.1 安全設計の基本方針

1.1.1.6 共用

1.3 安全機能の重要度分類

1.3.1 安全上の機能別重要度分類

1.4 耐震設計

1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計

1.4.1.2 耐震重要度分類

1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界

(3) 荷重の組合せ

d. 荷重の組合せ上の留意事項

1.4.1.5 設計における留意事項

1.5 耐津波設計

1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針

1.5.1.1 耐津波設計の基本方針

(1) 津波防護対象の選定

(2) 敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等

b. 敷地における施設の位置、形状等の把握

(3) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準の設定及び閉止手順

(4) 入力津波の設定

(5) 詳細設計において作成する入力津波について

1.5.1.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針

1.5.1.3 敷地への浸水防止（外郭防護1）

1.5.1.6 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防
止

(1) 海水ポンプの取水性

(2) 津波の二次的な影響による海水ポンプの機能保持確認

a. 砂移動・堆積の影響

- c. 漂流物の取水性への影響
- 1.5.1.7 津波監視
- 1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計
 - 1.5.2.1 重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針
 - (1) 津波防護対象の選定
 - 1.5.2.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針
 - 1.5.2.4 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）
- 1.5.3 特定重大事故等対処施設の耐津波設計
 - 1.5.3.1 特定重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針
 - (1) 津波防護対象の選定
 - 1.5.3.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針
- 1.8 竜巻防護に関する基本方針
 - 1.8.1 設計方針
 - 1.8.1.3 設計竜巻から防護する施設
 - 1.8.2 手順等
- 1.12 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針
 - 1.12.18 原子炉設置変更許可申請（2019年9月26日申請分）に係る安全設計の方針
 - 1.12.18.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」に対する適合
- 6. 計測制御系統施設のうち以下を変更する。
 - 6.10 制御室
 - 6.10.1 通常運転時等
 - 6.10.1.2 中央制御室
 - 6.10.1.2.2 主要設備
 - (2) 中央制御室
 - b. 気象観測設備等
- 10. その他発電用原子炉の附属施設のうち以下を変更する。

10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備

10.6.1 津波に対する損傷防止

10.6.1.1 設計基準対象施設

10.6.1.1.2 設計方針

10.6.1.1.3 主要設備

10.6.1.1.4 主要仕様

10.6.1.1.6 手順等

10.6.1.2 重大事故等対処施設

10.6.1.2.2 設計方針

10.6.1.2.4 主要仕様

10.6.1.3 特定重大事故等対処施設

10.6.1.3.2 設計方針

10.6.1.3.4 主要仕様

10.10 緊急時対策所

10.10.1 通常運転時等

10.10.1.5 主要仕様

10.10.2 重大事故等時

10.10.2.3 主要設備及び仕様

10.13 通信連絡設備

10.13.1 通常運転時等

10.13.1.4 主要仕様

10.13.2 重大事故等時

10.13.2.3 主要設備及び仕様

表

第 1.3.2 表	原子炉施設の安全上の機能別重要度分類(3/8)
第 1.4.1 表	クラス別施設(3/7)
第 1.5.1 表	入力津波高さ一覧表
第 1.5.2 表	津波防護対策の設備分類と設置目的
第 1.5.5 表	津波防護対象範囲の分類
第 1.5.6 表	特定重大事故等対処施設の津波防護対象範囲の分類
第 10.6.1.1.1 表	浸水防護設備の設備仕様
第 10.10.1.1 表	緊急時対策所の設備仕様
第 10.10.2.1 表	緊急時対策所（重大事故等時）（常設）の設備仕様
第 10.13.1.2 表	通信設備（発電所内）の仕様
第 10.13.2.1 表	通信連絡設備（重大事故等時）（常設）の設備仕様

図

- 第 1.5.1 図(1) 入力津波波形 (1)
- 第 1.5.1 図(2) 入力津波波形 (2)
- 第 1.5.1 図(3) 入力津波波形 (3)
- 第 1.5.4 図 敷地の特性に応じた津波防護の概要
- 第 1.5.6 図(1/3) 漂流物評価フロー
- 第 1.5.6 図(2/3) 漂流物評価フロー
- 第 1.5.6 図(3/3) 漂流物評価フロー
- 第 6.10.1.1 図 潮位観測システム (防護用)、潮位計及び潮位観測システム
(補助用) 概念図
- 第 10.6.1.1.8 図 潮位観測システム (防護用) 概念図
- 第 10.6.1.1.9 図 潮位観測システム (防護用) 電源構成概念図

1号炉

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(1)-1-1 ～ 8(1)-1-21		(記載の変更)	別紙 8(1)-1-1 のとおり変更する。

1. 安全設計

1.1 安全設計の方針

1.1.1 安全設計の基本方針

1.1.1.6 共用

重要安全施設は、原子炉施設間で原則共用又は相互に接続しないものとするが、安全性が向上する場合は、共用又は相互に接続することを考慮する。

重要安全施設に該当する中央制御室は、共用することにより、プラントの状況に応じた運転員の相互融通を図ることができ、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有しながら、事故処置を含む総合的な運転管理を図ることができる等、安全性が向上するため、居住性に配慮した設計とする。同じく重要安全施設に該当する中央制御室換気設備は、各号炉独立に設置し、片系列単独で中央制御室遮蔽とあいまって中央制御室の居住性を維持できる設計とする。これらの設備を共用することにより、単一設計とする中央制御室非常用循環フィルタユニットを含め、多重性を有し、安全性が向上する設計とする。

また、重要安全施設に該当する取水路防潮ゲートについては、共用している取水路に対して設置することにより、1号炉及び2号炉のいずれの津波から防護する設備も、基準津波に対して安全機能を損なうおそれがないように設計することから、2以上の原子炉施設の安全性が向上する。重要安全施設に該当する潮位観測システム（防護用）は、観測場所を海水ポンプ室、2号炉海水ポンプ室及び3、4号炉海水ポンプ室に分散し、複数の場所で潮位観測を行うこと、並びに1号、2号、3号及び4号炉で共用することで取水路全体の潮位観測ができる設計とすることから、2以上の原子炉施設の安全性が向上する。

安全施設（重要安全施設を除く。）を共用又は相互に接続する場合には、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

共用又は相互に接続する系統は、許認可資料、技術資料等を基にし、運用等も考慮して抽出する。

安全施設（重要安全施設を除く。）のうち、2以上の原子炉施設を相互に接続するものとして、補助蒸気連絡ライン、2次系補給水連絡ライン、消火水連絡ライン及び2次系冷却水連絡ラインが抽出される。補助蒸気連絡ラインのうち、1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管については、相互接続するものの、通常は連絡弁を閉操作することで1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管は分離されることから、悪影響を及ぼすことはなく、連絡時においても、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の補助蒸気の圧力等は同じとし、また、十分な供給容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。1号炉及び2号炉の補助蒸気配管については、相互接続し、通常は連絡弁を開けて連絡するものの、各号炉の補助蒸気の圧力等は同じとし、また、十分な供給容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことがなく、連絡しない場合は、連絡弁の閉操作により1号炉及び2号炉の補助蒸気配管を分離することで悪影響を及ぼすことがない設計とする。

2次系補給水連絡ラインは、1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管を相互接続するものの、通常は連絡弁を閉操作することで1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管は分離されることから、悪影響を及ぼすことはなく、連絡時においても、各号炉の圧力等は同じとし、また、十分な供給容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

消火水連絡ラインは、1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管を相互接続するものの、通常は連絡弁を閉操作することで1号炉及び2号炉共用配管と3号炉及び4号炉共用配管は分離されることから、悪影響を及ぼすことはなく、連絡時においても、各号炉の圧力等は同じとし、また、消火活動に必要な水量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

2次系冷却水連絡ラインは、1号炉及び2号炉の2次系冷却水配管を相互接続するものの、通常は連絡弁を閉操作することで各号炉の2次系冷却水配管は分離されることから、悪影響を及ぼすことはなく、

連絡時においても、各号炉の圧力等は同じとし、また、十分な供給容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

1.2 安全機能の重要度分類

1.2.1 安全上の機能別重要度分類

第 1.2.2 表「原子炉施設の安全上の機能別重要度分類(3/8)」を変更する。

第 1.2.2 表「原子炉施設の安全上の機能別重要度分類(3/8)」以外は変更前の「1.2.1 安全上の機能別重要度分類」の記載に同じ。

1.3 耐震設計

1.3.1 設計基準対象施設の耐震設計

1.3.1.2 耐震重要度分類

第 1.3.1 表「クラス別施設(3/7)」を変更する。第 1.3.1 表「クラス別施設(3/7)」以外は変更前の「1.3.1.2 耐震重要度分類」の記載に同じ。

1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界

(3) 荷重の組合せ

d. 荷重の組合せ上の留意事項

第 1.3.1 表「クラス別施設(3/7)」を変更する。第 1.3.1 表「クラス別施設(3/7)」以外は変更前の「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界 (3) 荷重の組合せ d. 荷重の組合せ上の留意事項」の記載に同じ。

1.3.1.5 設計における留意事項

第 1.3.1 表「クラス別施設(3/7)」を変更する。第 1.3.1 表「クラス別施設(3/7)」以外は変更前の「1.3.1.5 設計における留意事項」の記載に同じ。

1.4 耐津波設計

1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針

1.4.1.1 耐津波設計の基本方針

(1) 津波防護対象の選定

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）第五条（津波による損傷の防止）」の「設計基準対象施設は、基準津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」との要求は、設計基準対象施設のうち、安全機能を有する設備を津波から防護することを要求していることから、津波からの防護を検討する対象となる設備は、設計基準対象施設のうち安全機能を有する設備（クラス1、クラス2及びクラス3設備）である。

設置許可基準規則の解釈別記3では、津波から防護する設備として、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を含む耐震Sクラスに属する設備が要求されている。

以上から、津波からの防護を検討する対象となる設備は、クラス1、クラス2及びクラス3設備並びに津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を含む耐震Sクラスに属する設備とする。このうち、クラス3設備は、損傷した場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保する等の対応を行う設計とする。

このため、津波から防護する設備はクラス1、クラス2設備並びに津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を含む耐震Sクラスに属する設備（以下「設計基準対象施設の津波防護対象設備」という。）とする。

(2) 敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等

b. 敷地における施設の位置、形状等の把握

設計基準対象施設の津波防護対象設備等を内包する建屋及び区画として、**T.P.+3.5m**の敷地に原子炉格納施設、原子炉補助建屋（補助建屋、燃料取扱建屋、制御建屋、中間建屋及びディーゼル建屋）があり、屋外設備としては、**T.P.+3.5m**の敷地に海水ポン

プ室、T.P.+5.2mの高さに復水タンク、T.P.+24.9mの高さに燃料油貯油そうを設置する。非常用取水設備として、非常用海水路、海水ポンプ室を設置する。

津波防護施設として、取水路上に取水路防潮ゲート、放水口側の敷地に放水口側防潮堤及び防潮扉、放水路沿いの屋外排水路に屋外排水路逆流防止設備、放水ピットに1号及び2号炉放水ピット止水板、中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置する。浸水防止設備として、海水ポンプエリア床面 T.P.+3.0m に海水ポンプ室浸水防止蓋、循環水ポンプ室床面 T.P.+0.6m に循環水ポンプ室浸水防止蓋、浸水防護重点化範囲境界壁のうち、中間建屋及び制御建屋に水密扉を設置し、中間建屋、制御建屋及びディーゼル建屋の壁貫通部に貫通部止水処置を実施する。津波監視設備として、海水ポンプ室 T.P.+7.1m 及び2号炉海水ポンプ室 T.P.+7.1m に潮位計並びに3号炉原子炉格納施設壁面 T.P.+46.8m 及び4号炉原子炉補助建屋壁面 T.P.+36.2m に津波監視カメラを設置する。敷地内の遡上域の建物・構築物等としては、T.P.+3.5m の敷地に使用済燃料輸送容器保管建屋、協力会社事務所等がある。

(3) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準の設定及び閉止手順

基準津波3及び基準津波4については、以下の若狭湾における津波の伝播特性による増幅の傾向を踏まえ、潮位観測システム（防護用）で観測された津波の第1波の水位変動量により津波襲来を確認した場合に、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止することにより第2波以降の浸入を防止することで津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する。

【若狭湾における津波の伝播特性による増幅の傾向】

- ・取水路から海水ポンプ室に至る経路において津波の第1波より第2波以降の水位変動量が大きくなる。

- ・第1波は、押し波が敷地へ遡上せず、引き波による水位の低下に対しても海水ポンプが機能保持できる。
- ・第2波以降は、押し波が敷地に遡上するおそれがあり、引き波による水位の低下に対しても海水ポンプが機能保持できないおそれがある。

基準津波3及び基準津波4に対する取水路防潮ゲートの閉止判断基準は、基準津波3及び基準津波4の波源に関する「崩壊規模」及び「破壊伝播速度」並びに若狭湾における津波の伝播特性のパラメータスタディの結果を踏まえ、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波を網羅的に確認したうえで、潮位のゆらぎ等を考慮して設定する。なお、設定に当たっては、平常時及び台風時の潮位変動の影響を受けないことも確認する。

具体的には、「潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、又は10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降すること。」とする。

この条件成立を1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（以下、この条件成立の確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認」という。）した場合、循環水ポンプを停止（プラント停止）後、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。

(4) 入力津波の設定

入力津波を基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置において海水面の基準レベルから算定した時刻歴波形として設定する。基準津波による各施設・設備の設置位置における入力津波の時刻歴波形を第1.4.1図に示す。

入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、速度及び衝撃力に着目し、各施設・設備において算定された数値を安全側に評価した値

を入力津波高さや速度として設定することで、各施設・設備の構造・機能の損傷に影響する浸水高、波力、波圧について安全側に評価する。耐津波設計に用いる入力津波高さを第 1.4.1 表に示す。

a. 水位変動

入力津波の設定に当たっては、潮位変動として、上昇側の水位変動に対しては朔望平均満潮位 T.P.+0.49m 及び潮位のバラツキ 0.15m を考慮し、上昇側評価水位を設定し、下降側の水位変動に対しては朔望平均干潮位 T.P.-0.01m 及び潮位のバラツキ 0.17m を考慮し、下降側評価水位を設定する。また、朔望平均潮位及び潮位のバラツキは敷地周辺の観測地点舞鶴検潮所における潮位観測記録に基づき評価する。

潮汐以外の要因による潮位変動については、観測地点舞鶴検潮所（気象庁所管）における至近約 40 年（1969～2011 年）の潮位観測記録に基づき、高潮発生状況（発生確率、台風等の高潮要因）を確認する。観測地点舞鶴検潮所は敷地近傍にあり、発電所と同様に若狭湾に面した海に設置されている。高潮要因の発生履歴及びその状況を考慮して、高潮発生可能性とその程度（ハザード）について検討する。基準津波による水位の年超過確率は 10^{-4} ～ 10^{-5} 程度であり、独立事象としての津波と高潮が重畳する可能性は極めて低いと考えられるものの、高潮ハザードについては、プラント運転期間を超える再現期間 100 年に対する期待値 T.P.+1.13m と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位 T.P.+0.49m 及び潮位のバラツキ 0.15m の合計の差である 0.49m を外郭防護の裕度評価において参照する。

b. 地殻変動

地震による地殻変動についても安全側の評価を実施する。広域的な地殻変動を評価すべき波源は、基準津波 1 の若狭海丘列付近断層と基準津波 2 の FO-A～FO-B～熊川断層である。基準津波 3 及び基準津波 4 の隠岐トラフ海底地すべりについては、地震に随伴するものではないため考慮対象外である。また、高浜発電

所は若狭湾（日本海側）に位置しており、プレート間地震は考慮対象外である。

入力津波については、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smylie (1971)の方法により算定した敷地地盤の地殻変動量は、基準津波1の若狭海丘列付近断層で±0m、基準津波2のFO-A～FO-B～熊川断層で0.30mの隆起が想定されるため、下降側の水位変動に対して安全評価を実施する際には0.30mの隆起を考慮する。また、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、隆起しないものと仮定して、対象物の高さと同側評価水位を直接比較する。

また、基準地震動評価における震源において最近地震は発生していないことから広域的な余効変動も生じていない。

c. 取水路防潮ゲートの開閉条件

経路からの流入に伴う入力津波には、基準津波ごとに特性を考慮して、取水路防潮ゲートの開閉条件を設定する。

基準津波に対して、「遡上波の地上部からの到達、流入及び取水路、放水路等の経路からの流入」（以下「敷地への遡上」という。）並びに水位の低下による海水ポンプへの影響を防ぐため、津波防護施設として、取水路上に取水路防潮ゲート、放水口側の敷地に放水口側防潮堤及び防潮扉、放水路沿いの屋外排水路に屋外排水路逆流防止設備、放水ピットに1号及び2号炉放水ピット止水板、中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置する。

基準津波1については、地震発生後、発電所に津波が到達するまでに取水路防潮ゲートを閉止することができること、並びに敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防ぐため、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止することから、取水路防潮ゲート閉止を前提として入力津波を評価する。

基準津波2については、地震発生後、取水路防潮ゲートを閉止

するまでに津波が襲来することや、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがない津波であることから、取水路防潮ゲート開を前提として入力津波を評価する。

基準津波 3 及び基準津波 4 については、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合に、取水路防潮ゲートを閉止することを前提として入力津波を評価する。

d. 評価モデル等の設定

基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評価（以下「津波シミュレーション」という。）に当たっては、遡上解析上影響を及ぼす斜面や道路、取・放水路（取水路及び非常用海水路等）の地形とその標高及び伝播経路上の人工構造物の設置状況を考慮し、遡上域のメッシュサイズ（最小 3.125m）に合わせた形状にモデル化する。

敷地沿岸域及び海底地形は、海上保安庁等による海底地形図、海上音波探査結果及び取水口付近の深浅測量結果を使用する。また、取・放水路（取水路及び非常用海水路等）の諸元、敷地標高については、発電所の竣工図を使用する。

伝播経路上の人工構造物について、図面を基に津波シミュレーション上影響を及ぼす構造物、津波防護施設を考慮し、遡上・伝播経路の状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定された遡上域のモデルを作成する。

敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっては、敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の浸入角度及び速度並びにそれらの経時変化を把握する。また、敷地周辺の浸水域の押し波・引き波の津波の遡上・流下方向及びそれらの速度について留意し、敷地の地形、標高の局所的な変化等による遡上波の敷地への回り込みを考慮する。

津波シミュレーションに当たっては、遡上及び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震による液状化、流動化又はすべり、標高変化を考慮した遡上解析を実施し、遡上波の敷地への到達（回り込みによるものを含む。）の可能性について確認する。

なお、敷地の周辺斜面が、遡上波の敷地への到達に対して障壁と

なっている箇所はない。また、敷地西側に才谷川が存在するが、発電所と才谷川は標高約 100m の山を隔てており、敷地への遡上波に影響することはない。

遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、基準地震動に伴う地形変化、標高変化が生じる可能性について検討し、放水口側及び取水口側のそれぞれについて、津波水位に及ぼす影響を評価する。

放水口側の影響評価として、放水口付近は埋立層及び沖積層が分布し、基準地震動が作用した場合、地盤が液状化により沈下するおそれがあることから、有効応力解析結果により第 1.4.3 図に示す沈下量を設定し、沈下後の敷地高さを津波シミュレーションの条件として考慮する。なお、放水口付近には遡上経路に影響を及ぼす斜面は存在しない。

取水口側の影響評価として、取水口側の流入経路の大半は岩盤であり取水口についても地盤改良を行っていることから、基準地震動が作用した場合においても沈下はほとんど生じることはなく、取水口及び取水路周辺斜面についても、基準地震動により津波シミュレーションに影響するすべりは生じないことを確認していることから、津波シミュレーションの条件として沈下及びすべりは考慮しない。

また、基準津波の評価における取水口側のモデルでは、取水路防潮ゲートの開口幅を実寸より広く設定し、取水口ケーソン重量コンクリートを考慮しない条件としているが、設備形状の影響評価及び管路解析の影響評価においては、取水路防潮ゲートの開口幅を実寸で設定し、取水口ケーソン重量コンクリートを考慮する条件や貝付着を考慮しない条件も津波シミュレーションの条件として考慮する。さらに、津波水位を保守的に評価するため、これらの条件の組合せを考慮する。

初期潮位は朔望平均満潮位 T.P.+0.49m とし、潮位のバラツキ 0.15m については津波シミュレーションより求めた津波水位に加

えることで考慮する。

基準津波の最高水位分布を第 1.4.2 図及び第 1.4.3 図に示す。遡上高さは、大部分において、T.P.+5.5m 以下（浸水深 2.5m 以下）であり、一部においては T.P.+6.5m 程度（浸水深 3.5m 程度）となっている。

なお、取水口及び放水口内外で最高水位や傾向に大きな差異はなく、取水口及び放水口近傍で局所的な海面の励起は生じていない。

敷地前面又は津波浸入方向に正対した面における敷地及び津波防護施設について、その標高の分布と施設前面の津波の遡上高さの分布を比較すると、遡上波が敷地に地上部から到達、流入する可能性がある。遡上波を施設の設計に使用する入力津波として設定する場合、施設周辺の最高水位を安全側に評価したものを入力津波高さとする。

（第 1.4.2 図及び第 1.4.3 図は、変更前の図及び表に同じ。）

(5) 詳細設計において作成する入力津波について

基本設計では、施設に対して最も影響を及ぼす津波を耐津波設計に用いる入力津波として設定するが、それだけではなく、津波高さとしては小さくても施設に対して影響を及ぼす津波についても、その津波の第 1 波の水位変動量を基本設計で設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準で確認できることが必要となる。その際、基本設計では評価することができない計装誤差を考慮するため、詳細設計で作成することとする。

具体的には「崩壊規模」及び「破壊伝播速度」並びに「設備形状の影響評価及び管路解析の影響評価」を考慮して津波シミュレーションを行い、入力津波を作成する。この入力津波の第 1 波の水位変動量が、基本設計で設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準に、計装誤差を考慮した場合でも確認できることを評価する。

1.4.1.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針

津波防護の基本方針は、以下の(1)～(5)のとおりである。

- (1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。下記(3)において同じ。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。
- (2) 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止できる設計とする。
- (3) 上記2方針のほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離可能な設計とする。
- (4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止できる設計とする。
- (5) 津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。

以上の基本方針のうち、(1)に関して、敷地への遡上を防止する設計とするため、外郭防護として取水路に取水路防潮ゲート、放水口側に放水口側防潮堤及び防潮扉、放水路に屋外排水路逆流防止設備、放水ピットに1号及び2号炉放水ピット止水板、中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置する。

(2)に関して、漏水による重要な安全機能への影響を防止する設計とするため、外郭防護として海水ポンプエリアに海水ポンプ室浸水防止蓋、循環水ポンプ室に循環水ポンプ室浸水防止蓋を設置する。

(3)に関して、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、内郭防護として、浸水防護重点化範囲境界壁のうち、中間建屋及び制御建屋に水密扉を設置し、中間建屋、制御建屋及びディーゼル建屋の壁貫通部に貫通部止水処置を実施する。

(4)に関して、引き波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計とするため、取水路に取水路防潮ゲート、中央制御室並

びに 3 号及び 4 号炉中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置する。

(5)に関して、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として、3 号炉原子炉格納施設壁面及び 4 号炉原子炉補助建屋壁面に津波監視カメラ、海水ポンプ室及び 2 号炉海水ポンプ室に潮位計を設置する。

津波影響軽減施設として、発電所周辺を波源とした津波の波力を軽減するために取水口カーテンウォールを設置する。

津波防護対策の設備分類と設置目的を第 1.4.2 表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防護の概要を第 1.4.4 図に示す。

1.4.1.3 敷地への浸水防止（外郭防護 1）

(1) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止

設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室が設置されている周辺敷地高さは T.P.+3.5m、復水タンクについては T.P.+5.2m に設置されており、取水路、放水路から津波による遡上波が地上部から到達・流入するおそれがあるため、津波防護施設として取水路防潮ゲート、潮位観測システム（防護用）、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備並びに 1 号及び 2 号炉放水ピット止水板を設置する。大津波警報が発表された場合、押し波の地上部からの到達及び流入を防止するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。

また、基準津波 3 及び基準津波 4 は、第 1 波の押し波が地上部から到達及び流入しないものの、取水路から海水ポンプ室に至る経路において第 1 波より第 2 波以降の水位変動量が大きいため、第 2 波以降の押し波が地上部から到達及び流入するおそれがある。そのため、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合、押し波の地上部からの到達及び流入を防止するため、循環水ポンプを停止（プ

ラント停止) し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。

燃料油貯油そうについては、**T.P.+24.9m** に設置されており、津波による遡上波は地上部から到達、流入しない。

また、遡上波の地上部からの到達、流入の防止として、津波防護施設を設置する以外に、地山斜面、盛土斜面等の活用はしていない。

(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止

敷地への海水流入の可能性のある経路を第 1.4.3 表に示す。

特定した流入経路から、津波が流入する可能性について検討を行い、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値を踏まえた裕度と比較して、十分に余裕のある設計とする。特定した流入経路から、津波が流入することを防止するため、津波防護施設として、取水路防潮ゲート、潮位観測システム(防護用)、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備並びに 1 号及び 2 号炉放水ピット止水板を設置する。大津波警報が発表された場合、特定した流入経路からの津波の流入を防止するため、原則、循環水ポンプを停止(プラント停止) し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。

また、基準津波 3 及び基準津波 4 は、第 1 波の押し波が特定した流入経路から流入しないものの、取水路から海水ポンプ室に至る経路において第 1 波より第 2 波以降の水位変動量が大きいため、第 2 波以降の押し波が特定した流入経路から流入するおそれがある。そのため、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合、特定した流入経路から、津波が流入することを防止するため、循環水ポンプを停止(プラント停止) し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。

また、浸水対策の実施により、特定した流入経路からの津波の流入防止が可能であることを確認した結果を第 1.4.4 表に示す。

(第 1.4.3 表及び第 1.4.4 表は、変更前の表に同じ。)

1.4.1.6 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止

(1) 海水ポンプの取水性

基準津波による水位の低下に伴う取水路等の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位を適切に算出するため、津波シミュレーションにおいて管路部分に仮想スロットモデルによる一次元不定流の連続式及び運動方程式を組み込んだ詳細数値計算モデルにより管路解析をあわせて実施する。また、その際、取水口から海水ポンプ室に至る系をモデル化し、管路の形状、材質及び表面の状況に応じた摩擦損失を考慮すると共に、貝付着やスクリーンの有無を考慮し、計算結果に潮位のバラツキの加算や安全側に評価した値を用いる等、計算結果の不確実性を考慮した評価を実施する。

引き波時の水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計とするため、津波防護施設として取水路防潮ゲート及び潮位観測システム（防護用）を設置する。循環水ポンプ室及び海水ポンプ室は隣接しているため、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、引き波時における海水ポンプの取水量を確保するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。

また、基準津波 3 及び基準津波 4 は、第 1 波の引き波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できるものの、取水路から海水ポンプ室に至る経路において第 1 波より第 2 波以降の水位変動量が大きいため、第 2 波以降の引き波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できないおそれがある。そのため、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合、引き波時における海水ポンプの取水量を確保するため、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。

この評価の結果、海水ポンプ室前の入力津波高さは、T.P. - 2.3m であり、水理試験にて確認した海水ポンプの取水可能水位は、T.P. - 3.21m（地盤変動量 0.30m 隆起を考慮した場合 T.P. - 2.91m）を上回ることから、水位低下に対して海水ポンプは機能保持できる。

(2) 津波の二次的な影響による海水ポンプの機能保持確認

a. 砂移動・堆積の影響

取水口は、非常用海水路呑み口底面がT.P.－5.0m であり、取水口底版T.P.－6.2m より約1.2m 高い位置にある。また、非常用海水路の高さは約2.0m、幅は約2.0m、海水ポンプ室は、海水ポンプ下端から床面まで約5.95m となっている。

砂移動に関する数値シミュレーションを実施した結果、基準津波による砂移動に伴う砂堆積量は、非常用海水路呑み口において約0.03m、海水ポンプ室において約0.15m であり、砂の堆積に伴って、非常用海水路呑み口から海水ポンプ下端までの海水取水経路が閉塞することはない。

c. 漂流物の取水性への影響

(a) 漂流物の抽出方法

第 1.4.6 図を変更する。第 1.4.6 図以外は変更前の「(a)漂流物の抽出方法」の記載に同じ。

(b) 抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備の影響確認

基準津波の遡上解析結果によると、取水口付近については取水路防潮ゲートまで、放水口物揚岸壁付近については放水口側防潮堤及び防潮扉まで津波が遡上する。また、基準地震動による液状化等に伴う敷地の変状や潮位のバラツキ (0.15m) を考慮した場合、3号及び4号炉放水ピット付近も津波が遡上する。これらを踏まえ、基準津波により漂流物となる可能性のある施設・設備が海水ポンプの取水確保へ影響を及ぼさないことを確認する。

この結果、発電所構内で漂流する可能性があるものとして、放水口側の協力会社事務所等があるが、放水口側防潮堤及び防潮扉で防護されるため、取水性への影響はない。また、これらの設置位置及び津波の流向を考慮すると漂流物は取水口へは向かわない。

なお、発電所構内の物揚岸壁に停泊する燃料等輸送船は、津波警報等発表時には緊急退避するため、漂流物とはならない。一方、津波警報等が発表されず、かつ、荷役中に発電所構外に

て津波と想定される潮位の変動を観測した場合は、燃料等輸送船は緊急退避しないが、物揚岸壁への係留が維持できること、物揚岸壁に乗り上がらないこと及び着底や座礁により航行不能にならないことを確認しており、漂流物とはならない。また、荷役中以外でも、燃料等輸送船は緊急退避しなくても物揚岸壁への係留が維持できること、物揚岸壁に乗り上がらないこと及び着底や座礁により航行不能にならないことを確認しており、漂流物とはならないが、より安全性を高めるために緊急退避する。

発電所構内の放水口側防潮堤の外側に存在する車両は、津波の流況及び地形並びに車両位置と津波防護施設との位置関係を踏まえ、津波防護施設への影響を確認し、津波防護施設に影響を及ぼさない方針とする。

発電所構外で漂流する可能性があるものとして、発電所近傍で航行不能になった漁船が挙げられるが、取水口側は取水路防潮ゲート、放水口側は放水口側防潮堤及び防潮扉により防護されるため、取水性への影響はない。取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤及び防潮扉の設計においては、漂流物として衝突する可能性があるもののうち、最も重量が大きい総トン数 10 t 級(排水トン数 30 t) の小型漁船を衝突荷重として評価する。

一部、取水口に向かう漁船については、取水路に沿って取水路防潮ゲートに向かうが、万一、取水路内を漂流する場合においても、非常用海水路呑み口前にとどまることはなく、また、非常用海水路呑み口前面に閉塞防止措置を施すことから、漂流物により非常用海水路呑み口が閉塞することはない。なお、閉塞防止措置については、非常用海水路の通水機能に影響のない設計とする。

発電所近傍を通過する定期船に関しては、発電所沖合約 14km に定期航路があるが、半径 5km 以内の敷地前面海域にないことから発電所に対する漂流物とならない。

除塵装置であるロータリースクリーンについては、基準津波の流速に対し、スクリーンの水位差が、設計水位差以下であるため、損傷することはないこと、漂流物とならないことから、取水性に影響を及ぼすことはないことを確認している。

1.4.1.7 津波監視

敷地への津波の繰返しの襲来を察知し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視設備を設置する。津波監視設備としては、津波監視カメラ及び潮位計を設置する。各設備は海水ポンプ室前面及び2号炉海水ポンプ室前面の入力津波高さ T.P.+2.6m に対して波力、漂流物の影響を受けない位置に設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。また、基準地震動に対して、機能を喪失しない設計とする。設計に当たっては、自然条件（積雪、風荷重等）との組合せを適切に考慮する。

(1) 津波監視カメラ

変更前の「(1) 津波監視カメラ」の記載に同じ。

(2) 潮位計

1号炉及び2号炉共用設備である潮位計は、津波高さ計測を目的として、海水ポンプ室 T.P.+7.1m 及び2号炉海水ポンプ室 T.P.+7.1m に設置し、上昇側及び下降側の津波高さを計測できるよう、T.P.約-9.9m～T.P.約+6.6m を測定範囲とし、中央制御室から監視可能な設計とする。

1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計

1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針

(1) 津波防護対象の選定

第 1.4.5 表を変更する。第 1.4.5 表以外は変更前の「(1) 津波防護対象の選定」の記載に同じ。

1.4.2.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針

津波防護の基本方針は、以下の(1)～(5)のとおりである。

- (1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。下記(3)において同じ。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。
- (2) 取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。
- (3) 上記 2 方針のほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離可能な設計とする。
- (4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。
- (5) 津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。

以上の基本方針のうち、(1)に関して、敷地への遡上を防止する設計とするため、外郭防護として取水路に取水路防潮ゲート、放水口側に放水口側防潮堤及び防潮扉、放水路に屋外排水路逆流防止設備、放水ピットに 1 号及び 2 号炉放水ピット止水板、中央制御室並びに 3 号及び 4 号炉中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置する。

(2)に関して、漏水による重要な安全機能への影響を防止する設計とするため、外郭防護として海水ポンプエリアに海水ポンプ室浸水防止蓋、循環水ポンプ室に循環水ポンプ室浸水防止蓋を設置する。

(3)に関して、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、内郭防護として、浸水防護重点化範囲境界壁のうち、中間建屋及び制御建屋に水密扉を設置し、中間建屋、制御建屋及びディーゼル建屋の壁貫通部に貫通部止水処置を実施する。

(4)に関して、引き波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計とするため、取水路に取水路防潮ゲート、中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に潮位観測システム(防護用)を設置する。

(5)に関して、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として、3号炉原子炉格納施設壁面及び4号炉原子炉補助建屋壁面に津波監視カメラ、海水ポンプ室及び2号炉海水ポンプ室に潮位計を設置する。

津波影響軽減施設として、発電所周辺を波源とした津波の波力を軽減するために取水口カーテンウォールを設置する。

緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)、空冷式非常用発電装置、空冷式非常用発電装置用給油ポンプ、泡混合器、仮設組立式水槽、可搬式代替低圧注水ポンプ、シルトフェンス、スプレイヘッダ、大容量ポンプ、大容量ポンプ(放水砲用)、タンクローリー、送水車、電源車、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)、電源車(緊急時対策所用)、ブルドーザ、放水砲、油圧ショベル、空気供給装置、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び蓄電池(3系統目)の区画は津波の影響を受けない位置に設置されており、新たな津波防護対策は必要ない。

津波防護対策の設備分類と設置目的を第1.4.2表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防護の概要を第1.4.4図に示す。

1.4.2.4 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止
(外郭防護2)

取水・放水設備及び地下部等において、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」を適用する。

1.4.3 特定重大事故等対処施設の耐津波設計

1.4.3.1 特定重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針

(1) 津波防護対象の選定

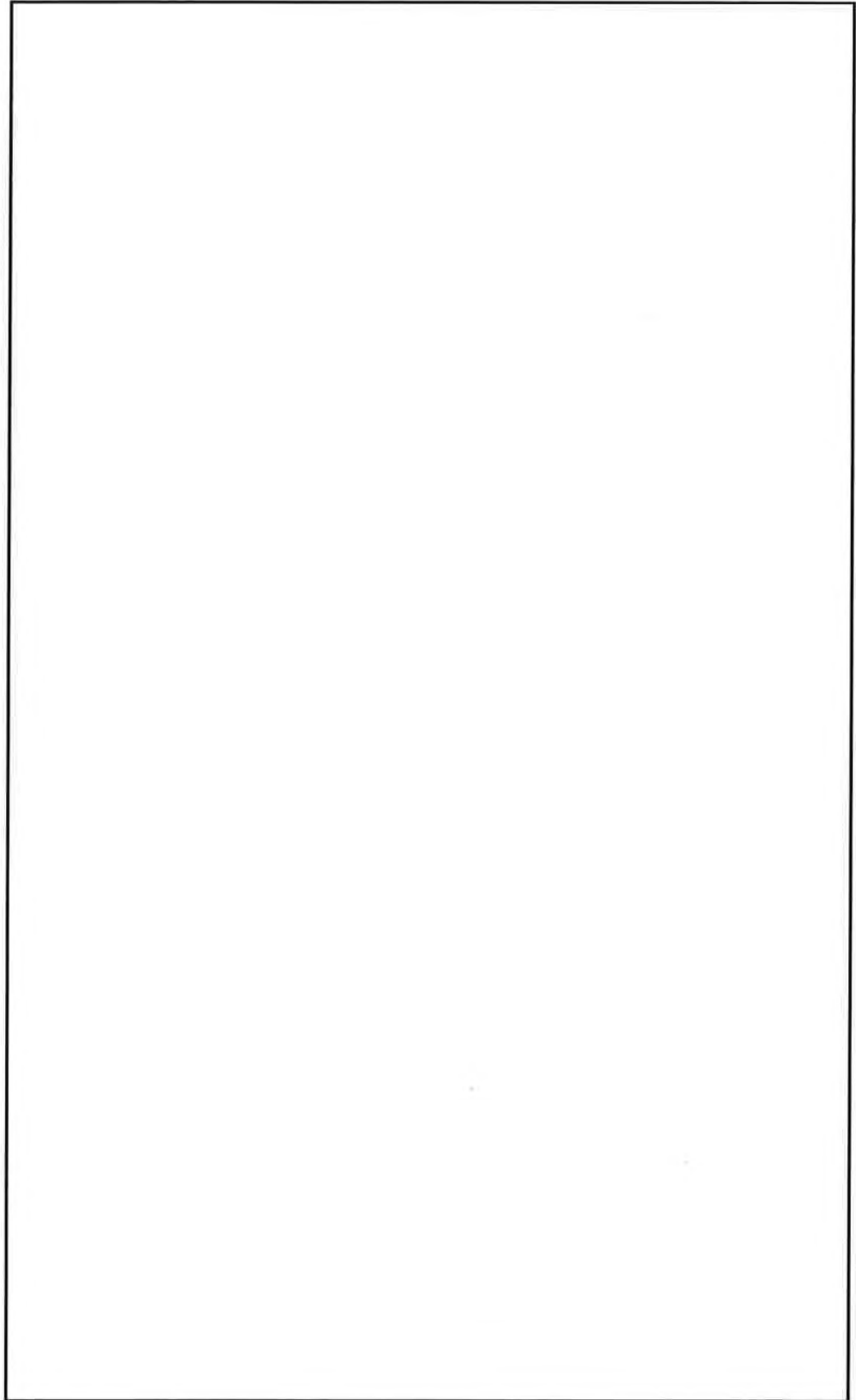
第 1.4.6 表を変更する。第 1.4.6 表以外は変更前の「(1) 津波防護対象の選定」の記載に同じ。

1.4.3.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針

津波防護の基本方針は、以下の(1)～(4)のとおりである。

- (1) 特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。下記(2)において同じ。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。

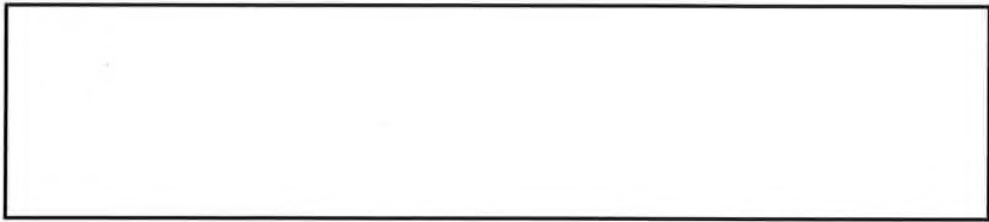
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。




枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

8(1)-1-25

第一編 添八-41

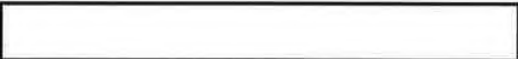




(2) (1)の方針のほか、特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離可能な設計とする。

(3) による原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。

(4) 津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。

以上の基本方針のうち、(1)に関して、敷地への遡上を防止する設計とするため、外郭防護として取水路に取水路防潮ゲート、放水口側に放水口側防潮堤及び防潮扉、放水路に屋外排水路逆流防止設備、放水ピットに1号及び2号炉放水ピット止水板、中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置する。

(2)に関して、特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、基準津波に対する内郭防護として、浸水防護重点化範囲境界壁のうち、中間建屋及び制御建屋に水密扉を設置し、中間建屋、制御建屋及びディーゼル建屋の壁貫通部に貫通部止水処置を実施する。また、基準津波を一定程度超える津波に対する津波防護対策として、の壁貫通部に貫通部止水処置を実施する。

(3)に関して、
できる設計とするため、取水路に取水路防潮ゲート、中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

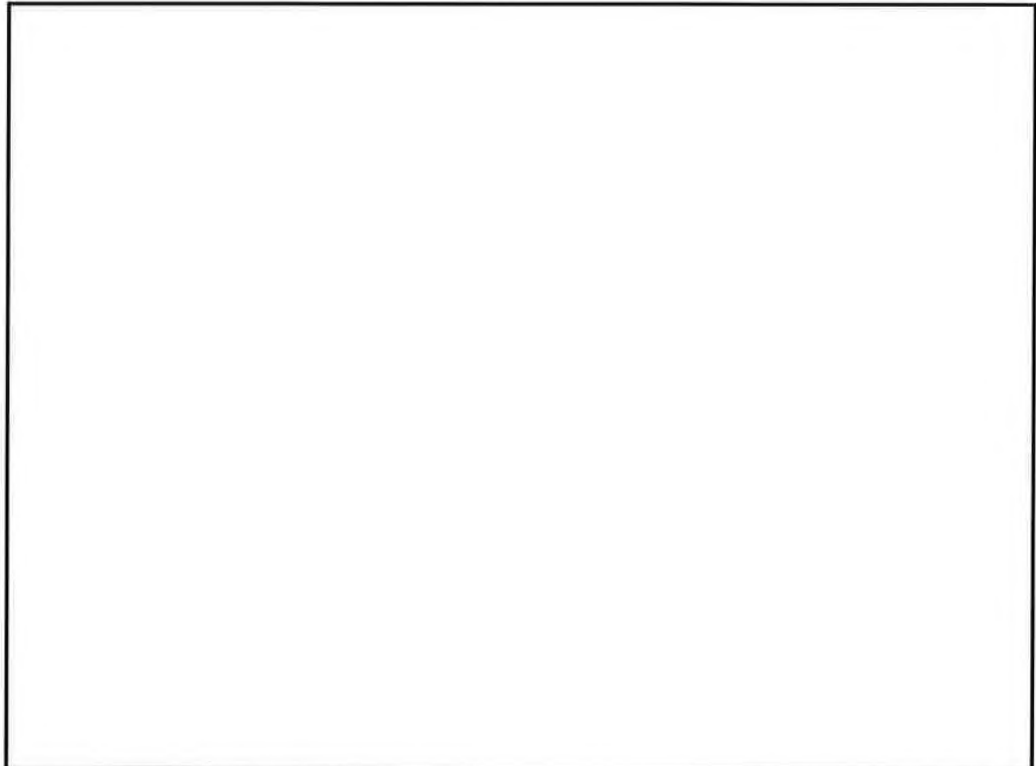
(4)に関して、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として、3号炉原子炉格納施設壁面及び4号炉原子炉補助建屋壁面に津波監視カメラ、海水ポンプ室及び2号炉海水ポンプ室に潮位計を設置する。

津波影響軽減施設として、発電所周辺を波源とした津波の波力を軽減するために取水口カーテンウォールを設置する。

津波防護対策の設備分類と設置目的を第1.4.2表及び第1.4.7表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防護の概要を第1.4.4図及び第1.4.9図に示す。

(第1.4.7表は、変更前の表に同じ。)

- 1.4.3.5 による原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

1.4.3.6 津波監視

津波の襲来を監視するために設置する津波監視設備の機能については、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」を適用する。

1.7 竜巻防護に関する基本方針

1.7.1 設計方針

1.7.1.3 設計竜巻から防護する施設

設計竜巻から防護する施設としては、安全施設が設計竜巻の影響を受ける場合においても、原子炉施設の安全性を確保するために、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及びクラス3に該当する構築物、系統及び機器とする。

ただし、竜巻防護施設を内包する建屋は、「1.7.1.4 竜巻防護施設を内包する施設」として抽出する。

設計竜巻から防護する施設のうち、クラス3に属する施設は損傷する場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間に修復すること等の対応が可能な設計とすることにより、安全機能を損なうことのない設計とすることから、クラス1及びクラス2に属する施設を竜巻防護施設とする。

なお、クラス1に属する設備のうち、取水路防潮ゲート、取水路防潮ゲートと同等の設計とする潮位観測システム(防護用)については、設計竜巻により損傷する場合を考慮して、応急処置により安全上支障のない期間に必要な機能を確保することが可能な設計とすることにより、安全機能を損なうことのない設計とすること、また、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、竜巻は気象現象、津波は地震又は海底地すべりにより発生し、発生原因が異なり、同時に発生することは考えられず、事象の組み合わせは考慮しないことから、竜巻防護施設として抽出しない。

竜巻防護施設は以下に分類できる。

- ・建屋に内包され防護される施設(外気と繋がっている施設を除く。)
- ・建屋に内包されるが防護が期待できない施設
- ・屋外施設及び建屋内の施設で外気と繋がっている施設

竜巻防護施設のうち、屋外施設及び建屋内の施設で外気と繋がっている主な施設を、以下のとおり抽出する。

(屋外施設)

- ・海水ポンプ（配管、弁を含む。）
- ・海水ストレーナ
- ・復水タンク（配管、弁を含む。）
- ・燃料取替用水タンク（配管、弁を含む。）

(建屋内の施設で外気と繋がっている施設)

- ・換気空調設備（アニュラス空気再循環設備、原子炉格納容器換気設備、補助建屋換気設備、中央制御室換気設備及びディーゼル発電機室の換気空調設備の外気と繋がるダクト・ファン及び外気との境界となるダンパ・バタフライ弁）
- ・格納容器排気筒

1.7.2 手順等

- (1) 飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについては、管理規定を定め、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納又は撤去により飛来物とならない管理を行う手順等を整備し、的確に実施する。
- (2) 車両に関しては入構を管理するとともに、竜巻の襲来が予想される場合には、停車している場所に応じて退避又は固縛することにより飛来物とならない管理を行う手順等を整備し、的確に実施する。
- (3) 竜巻飛来物防護対策設備の取付・取外操作、飛来物発生防止対策のために設置した設備の操作については、手順等を整備し、的確に操作を実施する。
- (4) 竜巻の襲来が予想される場合には、ディーゼル建屋の水密扉の閉止状態を確認し、使用済燃料ピットの竜巻飛来物防護対策設備を設置し、換気空調系のダンパ等を閉止する手順等を整備し、的確に実施する。
- (5) 竜巻の襲来が予想される場合の燃料取扱作業中止については、手順等を整備し、的確に操作を実施する。
- (6) 安全施設のうち、竜巻に対して構造健全性が維持できない場合の代替設備又は予備品の確保においては、運用等を整備し、的確に実施す

る。

- (7) 竜巻飛来物防護対策設備について、要求機能を維持するために、保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。
- (8) 建屋開口部付近に飛来物が衝突し、原子炉施設の安全機能を損なう可能性がある発火性又は引火性物質を内包する機器の設置については、火災防護計画により適切に管理するとともに、必要に応じ防護対策を行う。
- (9) 竜巻の襲来後については、屋外設備の点検を実施し損傷の有無を確認する手順等を整備し、的確に実施する。
- (10) 竜巻の襲来後、取水路防潮ゲート又は潮位観測システム（防護用）に損傷を発見した場合の措置について、取水路防潮ゲートの駆動機構又は潮位観測システム（防護用）に損傷を発見した場合、安全機能回復の応急処置を行う手順等を整備し、的確に実施する。また、応急処置が困難と判断された場合にはプラントを停止する手順等を整備し、的確に実施する。
- (11) 竜巻の襲来後、建屋外において火災を発見した場合、消火用水、化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車等による消火活動を行う手順等を整備し、的確に実施する。
- (12) 竜巻に対する運用管理を確実に実施するために必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、竜巻に対する運用管理に関する教育及び訓練を定期的実施する。

1.11 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針

1.11.16 発電用原子炉設置変更許可申請（2019年9月26日申請）に係る安全設計の方針

1.11.16.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」に対する適合

第四条 地震による損傷の防止

- 1 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。
- 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。
- 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

潮位観測システム（防護用）及び潮位計は、耐震重要度分類をSクラスとして設定した地震力に対しておおむね弾性範囲の設計を行う。

なお、地震力については、「第2項について」に示すとおりである。

第2項について

潮位観測システム（防護用）及び潮位計は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、耐震重要度分類をSクラスに分類して地震力を算定する。

第3項について

潮位観測システム（防護用）及び潮位計については、基準地震動 S_s による地震力に対して、それぞれの設備に要求される機能が保持できる設計と

する。

基準地震動 S_s による地震力は、基準地震動 S_s を用いて、水平二方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。

なお、潮位観測システム（防護用）及び潮位計が、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能へ影響がないことを確認する。

第4項について

潮位観測システム（防護用）及び潮位計については、基準地震動 S_s による地震力によって生じるおそれがある周辺斜面の崩壊に対して、安全機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。

第五条 津波による損傷の防止

設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

適合のための設計方針

基準津波は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、波源海域から敷地周辺までの海底地形、地質構造及び地震活動性等の地震学的見地から想定することが適切なものとして策定する。

入力津波は基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形として設定する。

耐津波設計としては、以下の方針とする。

- (1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等から施設へ流入させない設計とする。
- (2) 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する設計とする。
- (3) (1)(2)に規定するものの他、設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水対策を行うことにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して必要に応じ浸水対策を施す設計とする。
- (4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する設計とする。そのため、海水ポンプについては、基準津波による水

位の低下に対して、津波防護施設を設置し、海水ポンプが機能保持でき、かつ冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して非常用海水路及び海水ポンプ室の通水性が確保でき、かつ取水口からの砂の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計とする。

- (5) 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できる設計とする。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。
- (6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆起・沈降、地震（本震及び余震）による影響、津波の繰返しの襲来による影響及び津波による二次的な影響（洗掘、砂移動及び漂流物等）及び自然条件（積雪、風荷重等）を考慮する。
- (7) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに海水ポンプの取水性の評価に当たっては、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。なお、その他の要因による潮位変動、潮位のゆらぎ等についても適切に評価し考慮する。また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される、敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施する。
- (8) (1)及び(4)の方針において、基準津波 3 及び基準津波 4 に対する耐津波設計は、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合に、取水路防潮ゲートを閉止することにより敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する設計とする。この設計に当たって、基準津波 3 及び基準津波 4 は、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波を網羅する必要があることから、水位変動に影響する波源の特性値を固定せずに策定する。

第六条 外部からの衝撃による損傷の防止

- 1 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。
- 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。
- 3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

潮位観測システム（防護用）については、想定される自然現象により損傷する場合には、応急処置により安全上支障のない期間に必要な機能を確保することが可能な設計とすることにより、安全機能を損なうことのない設計とする。

第2項について

潮位観測システム（防護用）は、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該施設に作用する衝撃を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。

なお、過去の記録及び現地調査の結果を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。

第3項について

潮位観測システム（防護用）は、発電所敷地又はその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であ

って人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なうことのない設計とする。

第十二条 安全施設

- 1 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。
- 2 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。以下同じ。）が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない。
- 3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものでなければならない。
- 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。
- 5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならない。
- 6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。

適合のための設計方針

第1項について

潮位観測システム（防護用）は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、それが果たす安全機能の性質に応じて、十分高い信頼性を確保し、かつ維持し得る設計とする。

第2項について

潮位観測システム（防護用）は、その構造、動作原理、果たすべき安全機能の性質等を考慮し、多重性のある独立した系列を設け、各系列相互間には、離隔距離を取るか必要に応じ障壁を設ける等により、物理的に分離し、想定される単一故障及び外部電源が利用できない場合を仮定しても所定の安全機能を達成できる設計とする。

第3項について

潮位観測システム（防護用）の設計条件を設定するに当たっては、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に予想又は想定される圧力、温度、放射線量等各種の条件を考慮し十分安全側の条件を与えるとともに必要に応じてそれらの変動時間、繰り返し回数等の過渡条件を設定し、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能な設計とする。

第4項について

潮位観測システム（防護用）は、その健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査が可能な設計とする。

第5項について

原子炉施設内部においては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断並びに高速回転機器の破損による飛来物が想定される。

発電所内の施設についていえば、タービン・発電機等の大型回転機器に対して、その損壊によりプラントの安全を損なうおそれのある飛散物が発生する可能性を十分低く抑えるよう、機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払う。

さらに、万一蒸気タービンの破損を想定した場合でも、タービン羽根、T-Gカップリング、タービン・ディスク、高圧タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設

計とする。

高温高圧の流体を内包する1次冷却材管、主蒸気管、主給水管については、その破断が安全上重要な施設の機能維持に影響を与えるおそれがあるため、材料選定、強度設計、品質管理に十分な考慮を払う。

さらに、これに加えて安全性を高めるために、上記配管については仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力、周辺雰囲気の変化又は溢水等により、安全施設の機能が損なわれることのないよう配置上の考慮を払うとともに、それらの影響を低減させるための手段として、主蒸気・主給水管については配管ホイップレストレイントを設ける。

以上の考慮により、潮位観測システム（防護用）は安全性を損なうことのない設計とする。

第6項について

重要安全施設に該当する潮位観測システム（防護用）は、観測場所を海水ポンプ室、2号炉海水ポンプ室及び3、4号炉海水ポンプ室に分散し、複数の場所で潮位観測を行うこと、並びに1号、2号、3号及び4号炉で共用することで取水路全体の潮位観測ができる設計とすることから、2以上の原子炉施設の安全性が向上する。

第二十六条 原子炉制御室等

- 1 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。
- 二 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有するものとする
こと。

適合のための設計方針

第1項第2号について

中央制御室における津波観測について、中央制御室において海水ポンプ室及び2号炉海水ポンプ室に設置する潮位観測システム（防護用）のうち潮位計により津波監視を行い、かつ、3号及び4号炉中央制御室において3、4号炉海水ポンプ室に設置する潮位観測システム（防護用）のうち潮位計により津波監視を行う設計とした上で、取水路防潮ゲートの閉止判断基準に到達したことを確認して、取水路防潮ゲートの閉止操作機能を有する中央制御室において取水路防潮ゲートの閉止操作を確実にできるように、潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いて1号及び2号炉当直課長並びに3号及び4号炉当直課長の連携を確保する設計とする。

なお、3号及び4号炉中央制御室の監視モニタの観測潮位を、無線設備である潮位観測システム（補助用）を用いて中央制御室に伝送し、確認できる設計とする。

第三十五条 通信連絡設備

- 1 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した衛星電話（固定）を設置する設計とする。

なお、衛星電話（固定）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

第四十条 津波による損傷の防止

重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

適合のための設計方針

以下、本条文において、特定重大事故等対処施設（一の施設）を「特定重大事故等対処施設」という。

基準津波及び入力津波の策定に関しては、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。

耐津波設計としては以下の方針とする。

1. 重大事故等対処施設

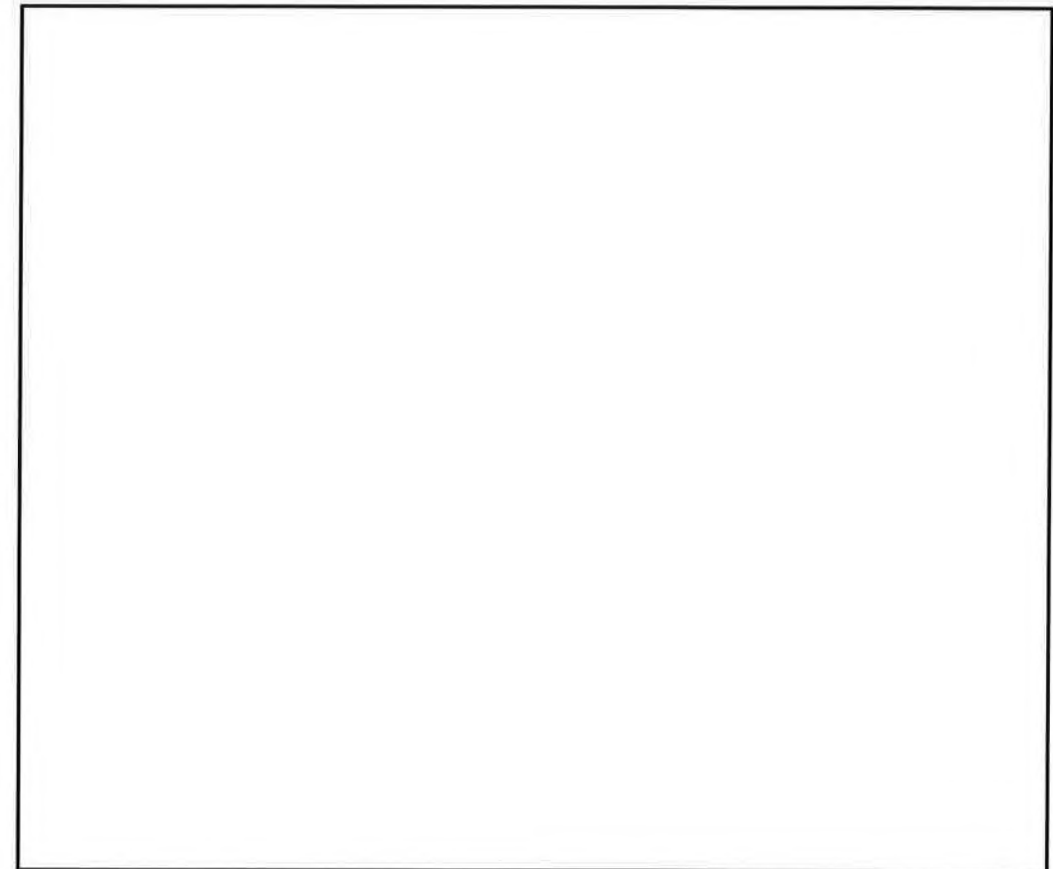
- (1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。
- (2) 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。
- (3) (1)(2)に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水対策を行うことにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。
- (4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、海水ポンプについては、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。また、大容量ポンプ及び送水車については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、取水口からの砂の混入に対して、ポンプ

が機能保持できる設計とする。

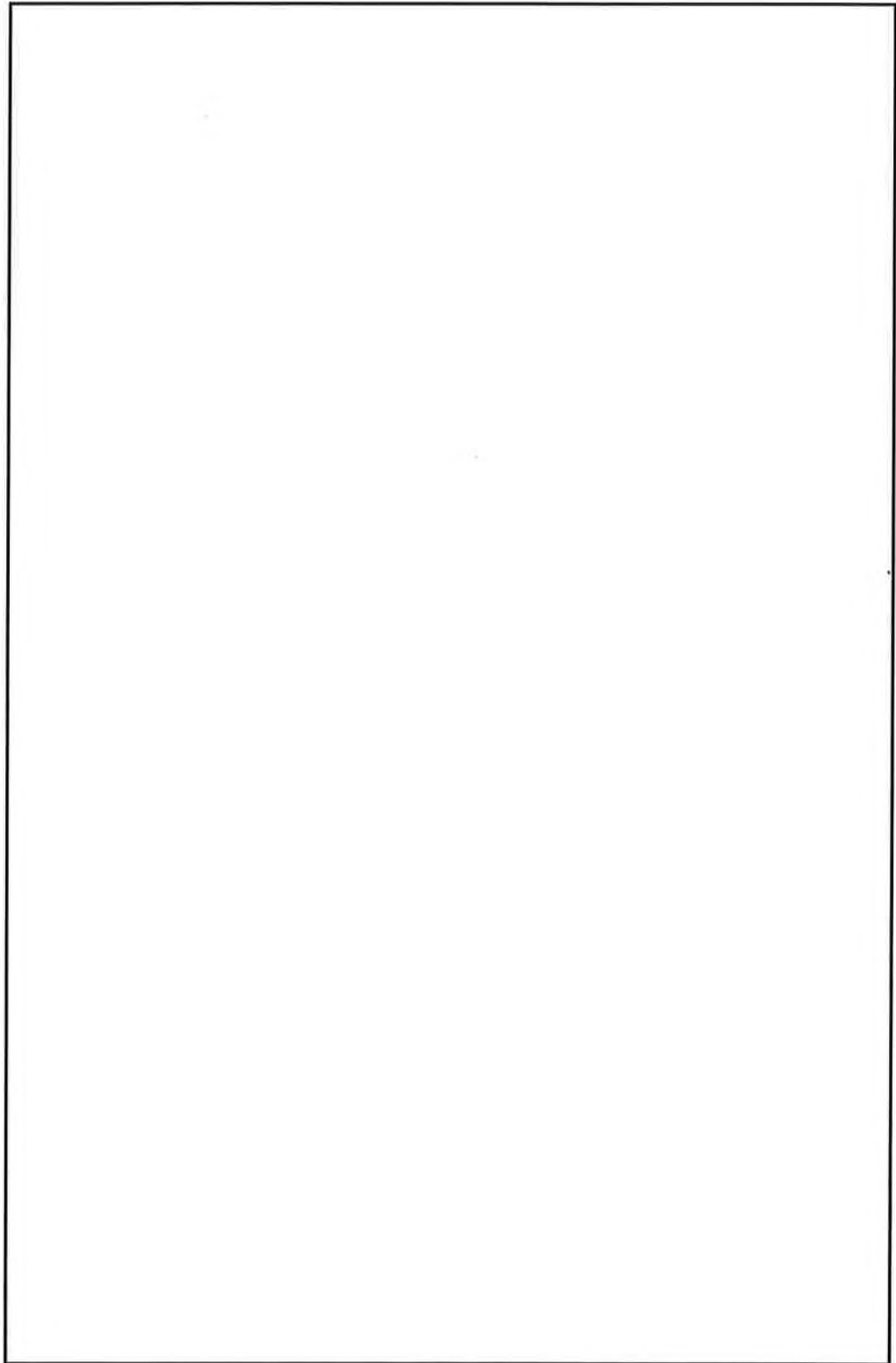
- (5) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。
- (6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに海水ポンプ等の取水性の評価に当たっては、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。
- (7) (1) 及び(4)の方針において、基準津波 3 及び基準津波 4 に対する耐津波設計は、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。

2. 特定重大事故等対処施設

- (1) 特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



(2) (1)に規定するもののほか、特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

水設備を除く。)を内包する建屋及び区画については、浸水対策を行うことにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して必要に応じ浸水対策を施す設計とする。

- (3) による原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、

できる設計とする。

- (4) 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できる設計とする。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。基準津波を一定程度超える津波に対する浸水対策の止水機能が保持できる設計とする。

- (5) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに基準津波を一定程度超える津波に対する浸水対策の設計に当たっては、地震による敷地の隆起・沈降、地震（本震及び余震）による影響、津波の繰返しの襲来による影響及び津波による二次的な影響（洗掘、砂移動及び漂流物等）及び自然条件（積雪、風荷重等）を考慮する。

- (6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

の評価に当たっては、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。なお、その他の要因による潮位変動、潮位のゆらぎ等についても適切に評価し考慮する。また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される、敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施する。

- (7) (1)及び(3)の方針において、基準津波3及び基準津波4に対する耐津波設計は、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第六十二条 通信連絡を行うために必要な設備

発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。

適合のための設計方針

重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。

重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）を設ける。

通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）は、中央制御室に設置する設計とする。

衛星電話（固定）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。

衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。

空冷式非常用発電装置については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。

第 1.2.2 表 原子炉施設の安全上の機能別重要度分類(3/8)

分類	異常影響緩和系			特記すべき関連系(注1)
	定義	機能	構築物、系統又は機器	
MS-1	<p>1)異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去し、原子炉冷却材圧力バウンスの過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器</p>	5)炉心冷却機能	非常用炉心冷却設備 低圧注入系 高圧注入系 蓄圧注入系	
		6)放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能	原子炉格納容器及び原子炉格納容器貫通部、エアロソックス及び機器搬入口を含む。 エアニユラス 原子炉格納容器隔離弁及び原子炉格納容器バウンスダリ配管系(範囲は、原子炉冷却材圧力バウンスダリ、原子炉格納容器バウンスダリ) 原子炉格納容器スプレ設備 エアニユラス空気循環設備 安全補機室空気浄化設備 外部遮蔽	排気筒 [MS-1](注2)
	<p>2)安全上必須なその他の構築物、系統及び機器</p>	<p>1)工学的安全施設及び原子炉停止系統の作動信号の発生機能</p> <p>2)安全上特に重要な関連機能</p>	<p>安全保護系 原子炉保護設備及び工学的安全施設作動設備(注4)</p> <p>非常用内電源系 ディーゼル発電機 中央制御室及び中央制御室遮蔽 中央制御室換気設備 原子炉補機冷却水設備 原子炉補機冷却海水設備 直流電源設備 計測制御用電源設備 制御用空気設備 取水路防潮ゲート (いづれも、MS-1関連のもの)</p>	<p>取水設備(原子炉補機冷却海水設備にかかわるもの) [MS-1](注2) 潮位観測システム(防護用)(津波襲来における取水路防潮ゲートの閉止判断にかかわるもの) [取水路防潮ゲートと同等]</p>

第 1.3.1 表 クラス別施設 (3/7)

耐震 クラス	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき設備 (注5)	
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用地 震動 (注6)	適用範囲	検討用地震 動 (注6)
S	h. 津波防護機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備	<ul style="list-style-type: none"> 取水路防潮ゲート 放水口側防潮堤 防潮扉 屋外排水路逆流防止設備 海水ポンプ室浸水防止蓋 1号炉及び2号炉放水ピット止水板 潮位観測システム (防護用) 	S S S S S S S	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 当該の屋外設備を支持する構造物 	Ss	-	-
	i. 敷地における津波監視機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> 津波監視カメラ 潮位計 	S S	<ul style="list-style-type: none"> 非常用電源及び計装設備 	S	<ul style="list-style-type: none"> 機器等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 当該の屋外設備を支持する構造物 原子炉補助建屋 (燃料取扱建屋、補助建屋、制御建屋、中間建屋、デイザー建屋) 	Ss Ss	<ul style="list-style-type: none"> タービン建屋 その他 	Ss Ss
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 炉内構造物 	S	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納施設 	Ss	-	-

第 1.4.1 表 入力津波高さ一覧表

水位上昇側								水位下降側	
取水口前面	取水路防潮ゲート前面	1号炉海水ポンプ室前面	2号炉海水ポンプ室前面	1号及び2号炉放水口前面	3号及び4号炉放水口前面	放水路(奥)	防潮扉前面	1号炉海水ポンプ室前面	2号炉海水ポンプ室前面
T.P.+4.6m (T.P.+4.7m)	T.P.+6.1m (T.P.+6.2m)	T.P.+2.4m (T.P.+2.6m)	T.P.+2.4m (T.P.+2.6m)	T.P.+6.0m (T.P.+6.2m)	T.P.+5.9m (T.P.+6.0m)	T.P.+6.5m (T.P.+6.7m)	T.P.+6.5m (T.P.+6.6m)	T.P.-2.2m (T.P.-2.3m)	T.P.-2.1m (T.P.-2.3m)

- ・ () 内はバラツキを考慮した入力津波であり、バラツキとして、①潮位のバラツキ(上昇側：0.15m、下降側：0.17m)、②入力津波の数値計算上のバラツキを考慮し安全側に評価した値
- ・ 基本設計では、施設に対して最も影響を及ぼす津波を耐津波設計に用いる入力津波として設定するが、それだけではなく、津波高さとしては小さくても施設に対して影響を及ぼす津波について、その津波の第1波の水位変動量を基本設計で設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準で確認できることが必要となる。その際、基本設計では評価することができない計装誤差を考慮するため、詳細設計で作成することとする。

第 1.4.2 表 津波防護対策の設備分類と設置目的

津波防護対策	設備分類	設置目的	
取水路防潮ゲート	津波防護施設	・基準津波による遡上波が浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。 ・引き波時の水位低下に対して、海水ポンプの取水可能水位を下回ることを防止する。	
放水口側防潮堤		基準津波による遡上波が浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。	
防潮扉		基準津波による遡上波が浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。	
屋外排水路 逆流防止設備		屋外排水路からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。	
1号及び2号炉 放水ピット止水板		1号及び2号炉放水ピットからの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。	
潮位観測システム（防護用）		・基準津波による遡上波が浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。 ・引き波時の水位低下に対して、海水ポンプの取水可能水位を下回ることを防止する。	
潮位計	津波監視設備	津波が発生した場合にその影響を俯瞰的に把握する。	
津波監視カメラ			
海水ポンプ室 浸水防止蓋	浸水防止設備	海水ポンプエリア床面からの津波流入による海水ポンプ室への流入を防止する。	
循環水ポンプ室 浸水防止蓋		循環水ポンプ室床面からの津波流入による海水ポンプ室への流入を防止する。	
浸水防護重点化範囲境界壁のうち、 デイジーセル建屋の壁貫通部 中間建屋、制御建屋及び セル建屋の壁貫通部		水密扉	地震によるタービン建屋内の循環水管損傷や2次系設備及び屋外タンクの損傷に伴う溢水及び損傷箇所を介しての津波の流入による溢水に対して、浸水防護重点化範囲への流入を防止する。
		貫通部 止水処置	
取水口カーテンウォール		津波影響軽減施設	発電所周辺を波源とした津波の波力を軽減する。

第 1.4.5 表 津波防護対象範囲の分類

津波防護対象範囲	説明	対象
(1)設計基準対象施設の津波防護対象範囲 (重大事故等対処施設含む)	重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画と設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が同一範囲	原子炉格納施設、原子炉補助建屋（補助建屋、燃料取扱建屋、制御建屋、中間建屋及びディーゼル建屋）、燃料油貯油そう、海水ポンプエリア、復水タンク及び非常用取水設備
(2)可搬型重大事故等対処設備の津波防護対象範囲	(1)を除く可搬型重大事故等対処設備を内包する建屋及び区画	泡混合器、仮設組立式水槽、可搬式代替低圧注水ポンプ、シルトフェンス、スプレイヘッド、大容量ポンプ、大容量ポンプ（放水砲用）、タンクローリー、送水車、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）、ブルドーザ、放水砲、油圧ショベル、空気供給装置、緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット
(3)重大事故等対処施設のための津波防護対象範囲	(1)(2)を除く重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画	空冷式非常用発電装置、空冷式非常用発電装置用給油ポンプ、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）及び蓄電池（3系統目）
(4)津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備	津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、入力津波に対して機能を保持できることが必要	取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、潮位観測システム（防護用）、屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号炉放水ピット止水板、海水ポンプ室浸水防止蓋、循環水ポンプ室浸水防止蓋、水密扉、貫通部止水処置、津波監視カメラ及び潮位計

第 1.4.6 表 特定重大事故等対処施設の津波防護対象範囲の分類

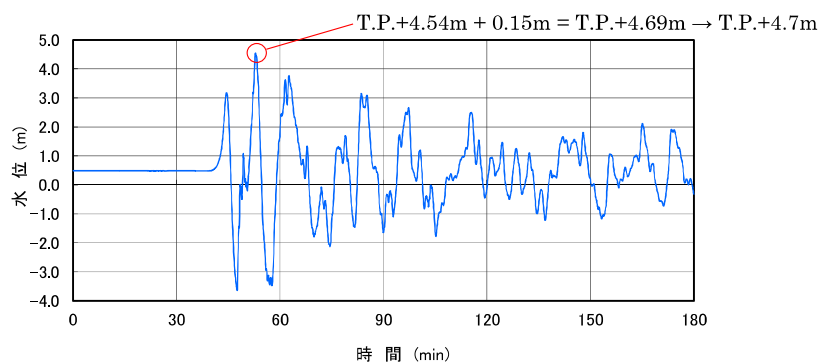
津波防護対象範囲	説明	対象
(3)津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備	津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、入力津波に対して機能を保持できることが必要	取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、潮位観測システム（防護用）、屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号炉放水ピット止水板、海水ポンプ室浸水防止蓋、循環水ポンプ室浸水防止蓋、水密扉、貫通部止水処置、津波監視カメラ及び潮位計

※「特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とは、特定重大事故等対処施設、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を津波から防護する設備を示す。

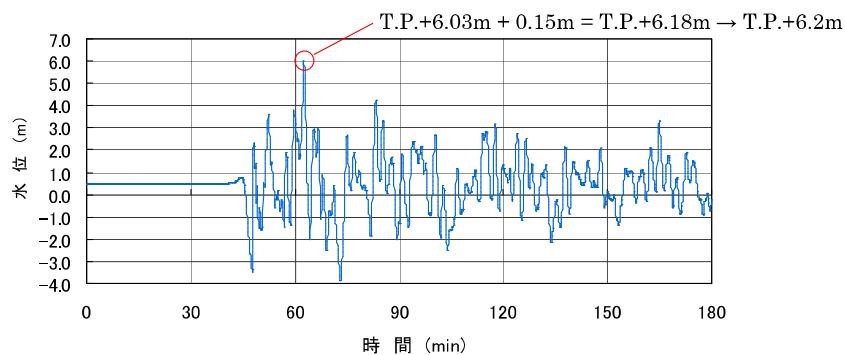
なお、津波監視設備は、基準津波に対する防護措置として、津波が発生した場合にその影響を俯瞰的に把握することを目的に設置することから、津波防護対象設備としている。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

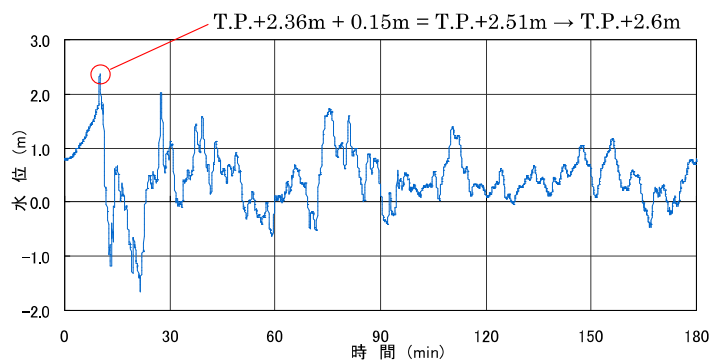
取水口前面（若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり（エリアB）の組合せ）



取水路防潮ゲート前面（若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり（エリアB）の組合せ）



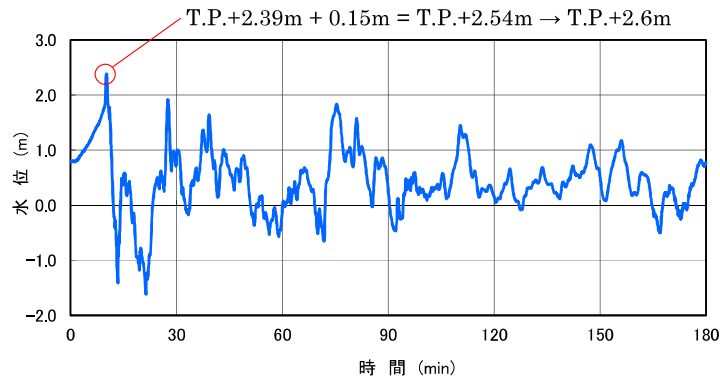
1号炉海水ポンプ室前面（FO-A～FO-B～熊川断層と陸上地すべり No.14の組合せ）



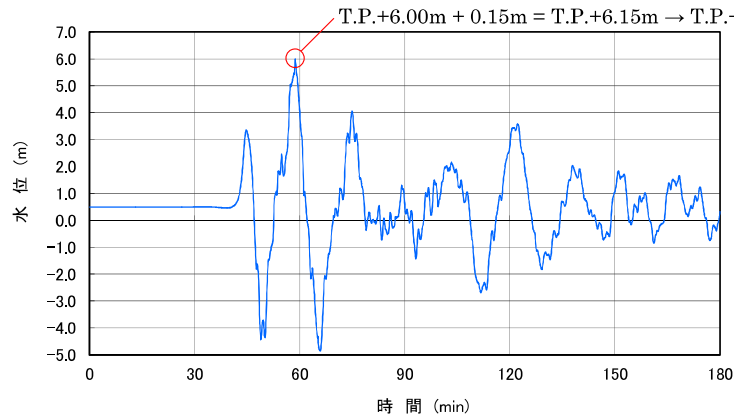
・基本設計では、施設に対して最も影響を及ぼす津波を耐津波設計に用いる入力津波として設定するが、それだけではなく、津波高さとしては小さくても施設に対して影響を及ぼす津波について、その津波の第1波の水位変動量を基本設計で設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準で確認できることが必要となる。その際、基本設計では評価することができない計装誤差を考慮するため、詳細設計で作成することとする。

第 1.4.1 図(1) 入力津波波形 (1)

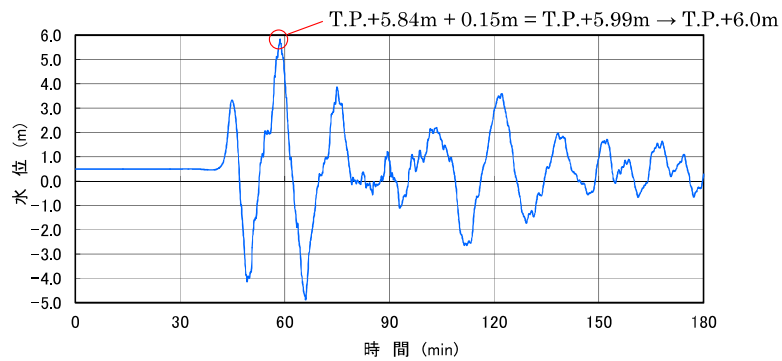
2号炉海水ポンプ室前面 (FO-A~FO-B~熊川断層と陸上地すべり No.14 の組合せ)



1号及び2号炉放水口前面 (若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり (エリアB) の組合せ)



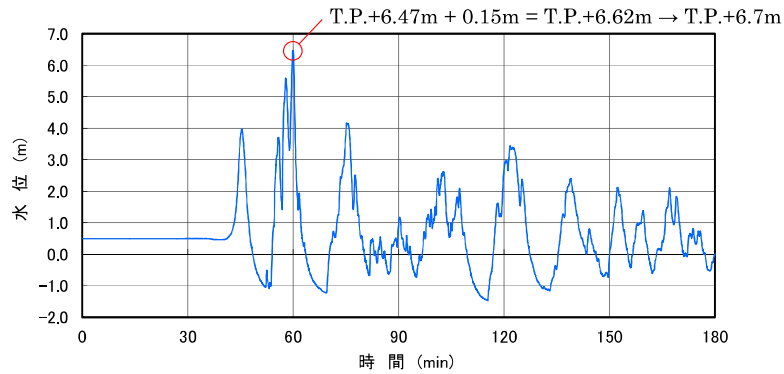
3号及び4号炉放水口前面 (若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり (エリアB) の組合せ)



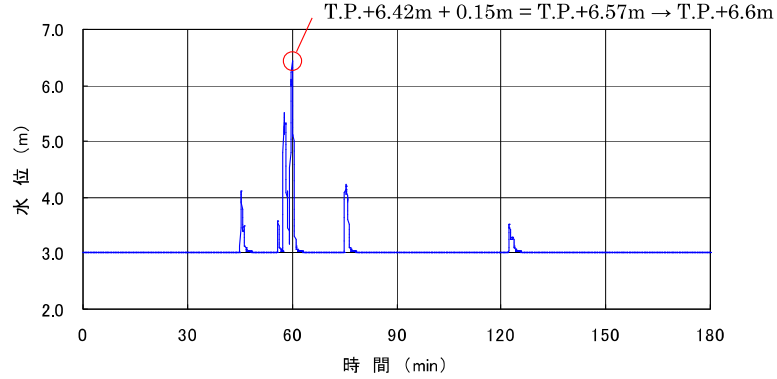
・基本設計では、施設に対して最も影響を及ぼす津波を耐津波設計に用いる入力津波として設定するが、それだけではなく、津波高さとしては小さくても施設に対して影響を及ぼす津波について、その津波の第1波の水位変動量を基本設計で設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準で確認できることが必要となる。その際、基本設計では評価することができない計装誤差を考慮するため、詳細設計で作成することとする。

第 1.4.1 図(2) 入力津波波形 (2)

放水路（奥）（若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり（エリアB）の組合せ）

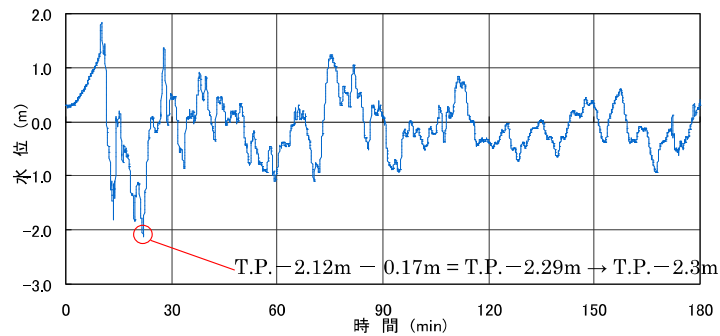


防潮扉前面（若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり（エリアB）の組合せ）



1号炉海水ポンプ室前面（水位下降側）

（FO-A～FO-B～熊川断層と陸上地すべり No.14 の組合せ）

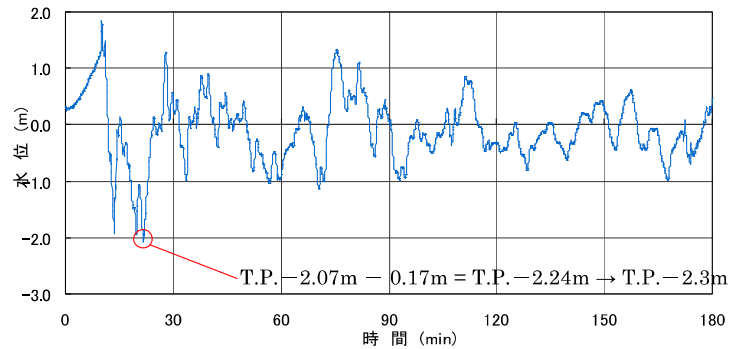


・基本設計では、施設に対して最も影響を及ぼす津波を耐津波設計に用いる入力津波として設定するが、それだけではなく、津波高さとしては小さくても施設に対して影響を及ぼす津波について、その津波の第1波の水位変動量を基本設計で設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準で確認できることが必要となる。その際、基本設計では評価することができない計装誤差を考慮するため、詳細設計で作成することとする。

第 1.4.1 図(3) 入力津波波形（3）

2号炉海水ポンプ室前面（水位下降側）

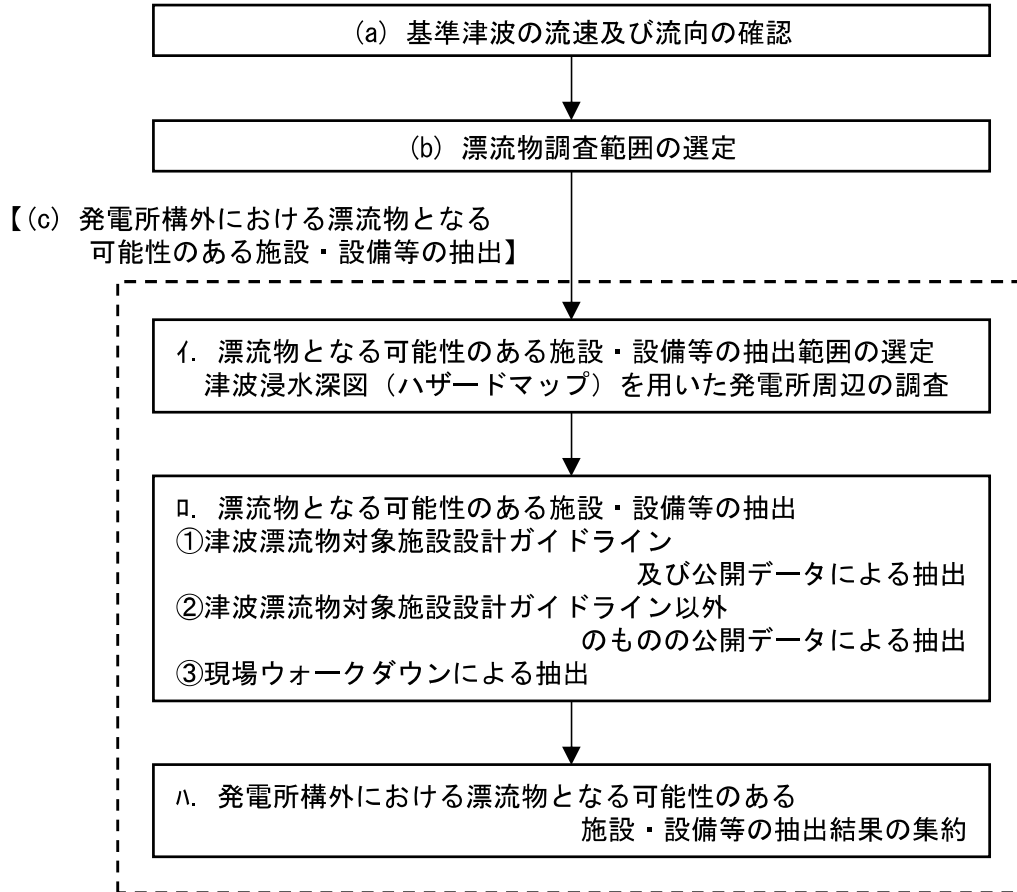
（FO-A～FO-B～熊川断層と陸上地すべり No.14 の組合せ）



・基本設計では、施設に対して最も影響を及ぼす津波を耐津波設計に用いる入力津波として設定するが、それだけではなく、津波高さとしては小さくても施設に対して影響を及ぼす津波について、その津波の第1波の水位変動量を基本設計で設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準で確認できることが必要となる。その際、基本設計では評価することができない計装誤差を考慮するため、詳細設計で作成することとする。

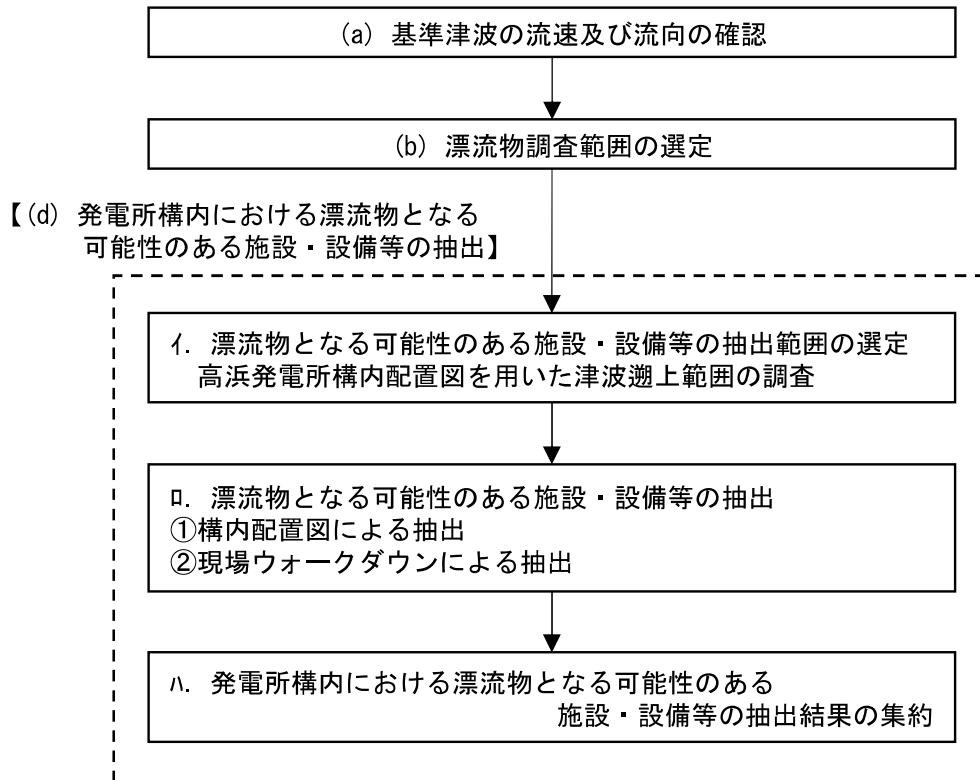
第 1.4.1 図(4) 入力津波波形（4）

発電所構外

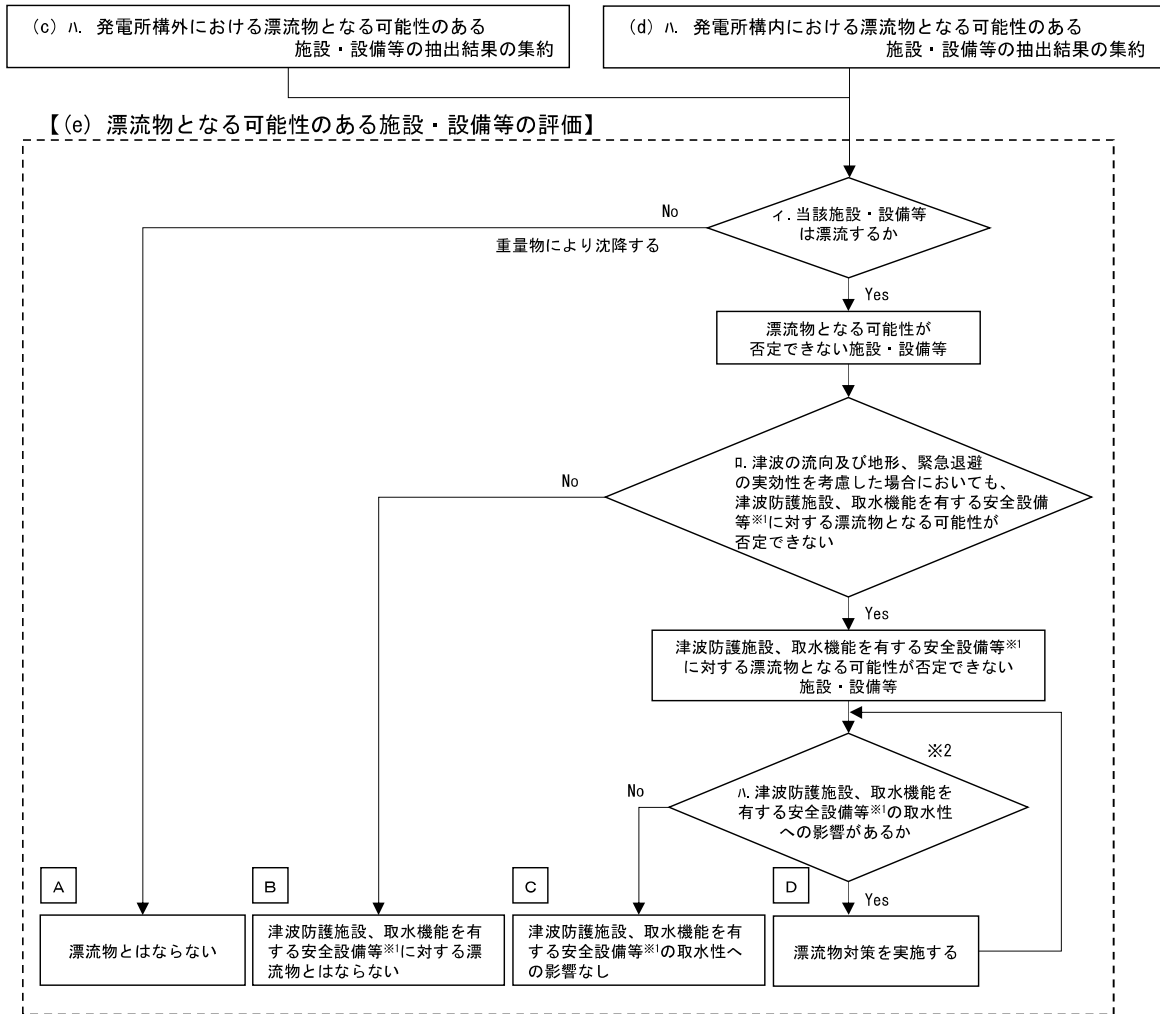


第 1.4.6 図（1/3） 漂流物評価フロー

発電所構内



第 1.4.6 図 (2/3) 漂流物評価フロー



※1：取水機能を有する安全設備等とは海水取水機能を有する海水ポンプ、海水管等を示す。
 ※2：取水性への影響は津波防護施設の設置を考慮した評価を行う。

第 1.4.6 図 (3/3) 漂流物評価フロー

第 1.4.9 図 特定重大事故等対処施設の敷地の特性に応じた津波防護の概要

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(1)-1-21 と 8(1)-10-1 の間		(記載の変更)	別紙 8(1)-6-1 のとおり変更する。

6. 計測制御系統施設

6.10 制御室

6.10.1 通常運転時等

6.10.1.2 中央制御室

6.10.1.2.2 主要設備

(2) 中央制御室

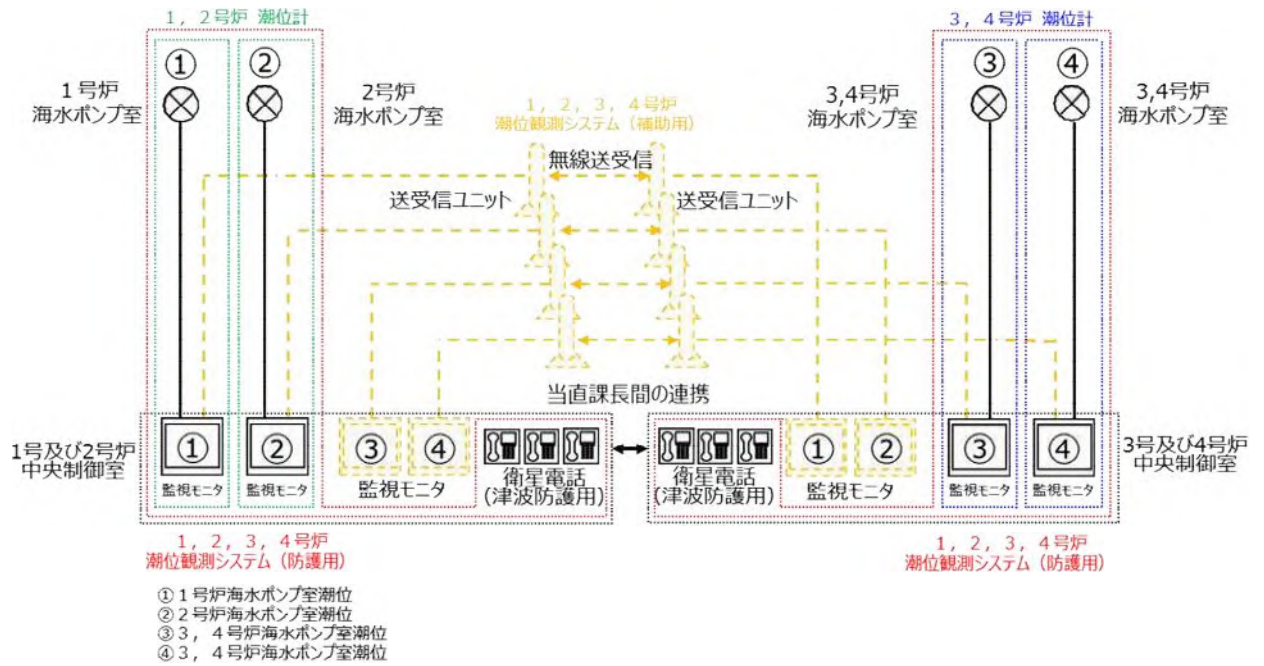
b. 気象観測設備等

風（台風）、竜巻、津波等による発電所構内の状況の把握に有効なパラメータ（風向・風速、潮位等）を入手するために、気象観測設備、潮位観測システム（防護用）、潮位計、潮位観測システム（補助用）等を設置する。

中央制御室における津波観測について、中央制御室において海水ポンプ室及び2号炉海水ポンプ室に設置する潮位観測システム（防護用）のうち潮位計により津波監視を行い、かつ、3号及び4号炉中央制御室において3、4号炉海水ポンプ室に設置する潮位観測システム（防護用）のうち潮位計により津波監視を行う設計とした上で、取水路防潮ゲートの閉止判断基準に到達したことを確認して、取水路防潮ゲートの閉止操作機能を有する中央制御室において取水路防潮ゲートの閉止操作を確実にできるように、潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いて1号及び2号炉当直課長並びに3号及び4号炉当直課長の連携を確保する設計とする。

なお、3号及び4号炉中央制御室の監視モニタの観測潮位を、無線設備である潮位観測システム（補助用）を用いて中央制御室に伝送し、確認できる設計とする。

潮位観測システム（防護用）、潮位計及び潮位観測システム（補助用）の設備構成を第6.10.1.1図に示す。



第 6.10.1.1 図 潮位観測システム (防護用)、潮位計及び
 潮位観測システム (補助用) 概念図

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(1)-10-1 ～ 8(1)-10-3		(記載の変更)	別紙 8(1)-10-1 のとおり 変更する。

10. その他発電用原子炉の附属施設

10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備

10.6.1 津波に対する損傷防止

10.6.1.1 設計基準対象施設

10.6.1.1.2 設計方針

設計基準対象施設は、基準津波に対して安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。

耐津波設計に当たっては、以下の方針とする。

- (1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。
 - a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室、復水タンクは基準津波による遡上波が到達するおそれがあるため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。
 - b. 上記 a.の遡上波については、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討する。また、地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討する。
 - c. 取水路又は放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、必要に応じ浸水対策を施すことにより、津波の流入を防止する設計とする。

- (2) 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。
- a. 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設及び地下部等における漏水の可能性を検討した上で、漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに、同範囲の境界において浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、浸水防止設備を設置することにより浸水範囲を限定する設計とする。
 - b. 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象施設の津波防護対象設備がある場合は、防水区画化するとともに、必要に応じて浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認する。
 - c. 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、必要に応じ排水設備を設置する。
- (3) (1)(2) に規定するもののほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水対策を行うことにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して必要に応じ浸水対策を施す設計とする。
- (4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する設計とする。そのため、海水ポンプについては、基準津波による水位の低下に対して、津波防護施設を設置し、海水ポンプが機能保持でき、かつ冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆

積及び漂流物に対して非常用海水路及び海水ポンプ室の通水性が確保でき、かつ取水口からの砂の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計とする。

(5) 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できる設計とする。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。

- a. 「津波防護施設」は、取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号炉放水ピット止水板並びに潮位観測システム（防護用）とする。「浸水防止設備」は、海水ポンプ室浸水防止蓋、循環水ポンプ室浸水防止蓋、中間建屋水密扉、制御建屋水密扉及び貫通部止水処置とする。また、「津波監視設備」は、潮位計及び津波監視カメラとする。「津波影響軽減施設」は、取水口カーテンウォールとする。
- b. 入力津波については、基準津波の波源からの数値計算により、各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形とする。数値計算に当たっては、敷地形状、敷地沿岸域の海底地形、津波の敷地への浸入角度、河川の有無、陸上の遡上・伝播の効果及び伝播経路上の人工構造物等を考慮する。また、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮する。
- c. 津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できる設計とする。
- d. 浸水防止設備については、浸水想定範囲等における浸水時及

び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。

- e. 津波監視設備については、津波の影響（波力及び漂流物の衝突）に対して、影響を受けにくい位置への設置及び影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できる設計とする。
- f. 津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物及び設置物等が破損、倒壊及び漂流する可能性がある場合には、津波防護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止措置又は津波防護施設及び浸水防止設備への影響の防止措置を施す設計とする。
- g. 上記 c.、d.及び f.の設計等においては、耐津波設計上の十分な裕度を含めるため、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧、洗掘力及び浮力等）について、入力津波による荷重から十分な余裕を考慮して設定する。また、余震の発生の可能性を検討した上で、必要に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮する。さらに、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰返しの襲来による作用が津波防護機能及び浸水防止機能へ及ぼす影響について検討する。
- h. 津波防護施設及び浸水防止設備の設計に当たって、津波影響軽減施設・設備の効果を検討する場合は、このような各施設・設備についても、入力津波に対して津波による影響の軽減機能が保持される設計とするとともに、上記 f.及び g.を満たすこととする。

(6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆起・沈降、地震（本震及び余震）による影響、津波の繰返しの襲来による影響及び津波による二次的な影響（洗掘、砂移動及び漂流物等）及び自然条件（積雪、

風荷重等)を考慮する。

- (7) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに海水ポンプの取水性の評価に当たっては、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。なお、その他の要因による潮位変動、潮位のゆらぎ等についても適切に評価し考慮する。また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される、敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施する。
- (8) (1)及び(4)の方針において、基準津波3及び基準津波4に対する耐津波設計は、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合に、取水路防潮ゲートを閉止することにより敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する設計とする。この設計に当たって、基準津波3及び基準津波4は、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波を網羅する必要があることから、水位変動に影響する波源の特性値を固定せずに策定する。

10.6.1.1.3 主要設備

- (1) 取水路防潮ゲート(1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設)
- 敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波が襲来した場合に、津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止し、防護対象設備が機能喪失することのない設計とするため、取水路防潮ゲートを設置する(第10.6.1.1.1図)。取水路防潮ゲートは、防潮壁、ゲート落下機構(電源系及び制御系を含む。)及びゲート扉体等で構成され、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位に至る前に遠隔閉止することにより津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する、津波防護施設かつ重要安全施設(MS-1)である。

取水路防潮ゲートは、基準地震動による地震力に対して津波防

護機能が十分に保持できるよう設計する。また、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるように設計する。設計に当たっては、漂流物による荷重及び自然条件（積雪、風荷重等）、地震（余震）との組合せを適切に考慮する。

取水路防潮ゲートは、操作者が常駐する中央制御室に設置したコントロールスイッチからの遠隔閉止信号により、ゲート落下機構の機械式又は電磁式クラッチを解放し、ゲート扉体を自重落下させる設計とする。また、取水路防潮ゲートは、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用とし、共用に当たっては、それぞれの号炉ではなく、中央制御室において閉止信号を発信することで、津波の襲来時においても、確実に閉止し、すべての号炉の安全性が向上する設計とする。

具体的には、動的機器であるゲート落下機構のクラッチ及びゲート落下機構（電源系及び制御系を含む。）については多重性又は多様性及び独立性を確保する。ゲート扉体は静的機器で津波の継続時間は短期間であることから多重化の必要は無い。ゲート落下機構に関する電源系は、無停電電源装置を用いることで外部電源喪失時にもゲート自重落下が可能であり、単一故障に対して津波防護機能を失わない設計とする。また、何らかの外乱により、ゲート落下機構の制御系に異常が発生し、遠隔閉止信号が喪失した場合には、ゲート落下機構が動作することにより、ゲート扉体が落下するフェイル・セーフ設備とし、取水路防潮ゲートの閉止に対する信頼性を確保する。

さらに、原子炉の運転中又は停止中に取水路防潮ゲートの作動試験又は検査が可能な設計とする。

なお、取水路防潮ゲート閉止時にも海水ポンプは、非常用海水路からの取水により取水可能水位を下回らない設計とする。

取水路防潮ゲート電源構成概念図を第 10.6.1.1.2 図に、取水路

防潮ゲート落下機構概念図を第 10.6.1.1.3 図に示す。

(第 10.6.1.1.1 図、第 10.6.1.1.2 図及び第 10.6.1.1.3 図は、変更前の図に同じ。)

(2) 放水口側防潮堤 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)

変更前の「(2) 放水口側防潮堤 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)」の記載に同じ。

(3) 防潮扉 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)

変更前の「(3) 防潮扉 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)」の記載に同じ。

(4) 屋外排水路逆流防止設備 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)

変更前の「(4) 屋外排水路逆流防止設備 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)」の記載に同じ。

(5) 1号及び2号炉放水ピット止水板 (1号、2号、3号炉及び4号炉共用、既設)

変更前の「(5) 1号及び2号炉放水ピット止水板 (1号、2号、3号炉及び4号炉共用、既設)」の記載に同じ。

(6) 海水ポンプ室浸水防止蓋

海水ポンプエリア床面からの津波の流入を防止し、防護対象設備が機能喪失することのない設計とするため、海水ポンプエリアに海水ポンプ室浸水防止蓋を設置する。海水ポンプ室浸水防止蓋の設計においては、基準地震動による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対する浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。設計に当たっては、自然条件（積雪、風荷重等）、地震（余震）との組合せを適切に考慮する。

(7) 循環水ポンプ室浸水防止蓋 (1号及び2号炉)

変更前の「(7) 循環水ポンプ室浸水防止蓋 (1号及び2号炉)」の記載に同じ。

(8) 中間建屋水密扉 (1号及び2号炉)

変更前の「(8) 中間建屋水密扉（1号及び2号炉）」の記載と同じ。

(9) 制御建屋水密扉（1号及び2号炉共用）

変更前の「(9)制御建屋水密扉（1号及び2号炉共用）」の記載と同じ。

(10) 貫通部止水処置（1号及び2号炉共用）

変更前の「(10) 貫通部止水処置（1号及び2号炉共用）」の記載と同じ。

(11) 潮位観測システム（防護用）（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）

敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波が襲来した場合に、その影響を防止する重要安全施設である取水路防潮ゲートを閉止するために、潮位観測システム（防護用）を設置する。潮位観測システム（防護用）は、潮位検出器、監視モニタ（データ演算機能及び警報発信機能を有し、電源設備及びデータ伝送設備を含む。）及び有線電路で構成される潮位計、衛星電話（津波防護用）（アンテナ及び有線電路を含む。）により構成され、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認するために用いる、津波防護施設かつ重要安全施設（取水路防潮ゲート（MS-1）と同等）である。

潮位観測システム（防護用）は、基準地震動に対して、機能を喪失しない設計とする。また、各号炉の海水ポンプ室前面の入力津波高さ（1号炉：T.P.+2.6m、2号炉：T.P.+2.6m、3号及び4号炉：T.P.+2.9m）に対して波力及び漂流物の影響を受けない位置に設置し、津波防護機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、自然条件（積雪、風荷重等）との組合せを適切に考慮する。

潮位観測システム（防護用）のうち、潮位計は、中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室において、「観測潮位が10分以内に0.5m以上下降、又は上昇した時点」で警報発信し、その後、

「観測潮位が最低潮位から 10 分以内に 0.5m 以上上昇、又は最高潮位から 10 分以内に 0.5m 以上下降した時点」で警報発信する設計とする。また、1 号及び 2 号炉当直課長と 3 号及び 4 号炉当直課長は、中央制御室並びに 3 号及び 4 号炉中央制御室において潮位観測システム（防護用）のうち、衛星電話（津波防護用）を用いて連携することにより、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認できる設計とする。なお、潮位計は 4 台設置し、このうち 1 台を予備とし、衛星電話（津波防護用）は中央制御室並びに 3 号及び 4 号炉中央制御室に各々 3 台設置し、このうち各々 1 台を予備とする。また、中央制御室並びに 3 号及び 4 号炉中央制御室に設置する衛星電話（津波防護用）は、互いの中央制御室に設置する 3 台いずれの衛星電話（津波防護用）に対しても通話が可能な設計とする。

潮位観測システム（防護用）は、観測場所を海水ポンプ室、2 号炉海水ポンプ室及び 3、4 号炉海水ポンプ室に分散し、複数の場所で潮位観測を行うこと、並びに 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉で共用することで取水路全体の潮位観測ができる設計とすることにより、2 以上の原子炉施設の安全性が向上する設計とする。

動的機器である潮位検出器、電源箱、演算装置、監視モニタ及び有線電路で構成される潮位計、衛星電話（津波防護用）並びにこれらの電源系は多重性及び独立性を確保する。また、電源系は、非常用所内電源から給電することで外部電源喪失時にも取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認することが可能であり、単一故障に対して津波防護機能を失わない設計とする。

さらに、原子炉の運転中又は停止中に潮位観測システム（防護用）の試験が可能な設計とする。

潮位観測システム（防護用）の概念図を第 10.6.1.1.8 図に、潮位観測システム（防護用）の電源構成概念図を第 10.6.1.1.9 図に示す。

上記(1)～(9)、(11)の各施設・設備における許容限界は、地震後、

津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、各施設・設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とする。

上記(10)の貫通部止水処置については、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、止水性の維持を考慮して、貫通部止水処置が健全性を維持することとする。

各施設・設備等の設計、評価に使用する津波荷重の設定については、入力津波が有する数値計算上の不確かさ及び各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮する。

入力津波が有する数値計算上の不確かさの考慮に当たっては、各施設・設備の設置位置で算定された津波の高さを安全側に評価して入力津波を設定することで、不確かさを考慮する。

各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさの考慮に当たっては、入力津波の荷重因子である浸水高、速度、津波波力等を安全側に評価することで、不確かさを考慮し、荷重設定に考慮している余裕の程度を検討する。

津波波力の算定においては、国土交通省の暫定指針等に記載されている津波波力算定式等、幅広く知見を踏まえて、十分な余裕を考慮する。

漂流物の衝突による荷重の評価に際しては、津波の流速による衝突速度の設定における不確実性を考慮し、流速について十分な余裕を考慮する。

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計において、基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性がある余震（地震）についてそのハザードを評価した結果、基準津波の波源である若狭海丘列付近断層及びFO-A～FO-B～熊川断層について、その活動に伴い発生する余震による荷重を設定する。

余震荷重については、基準津波の継続時間のうち最大水位変化

を生起する時間帯（基準津波 1：地震発生後約 1 時間後、基準津波 2：地震発生後 10～20 分後）を踏まえ過去の地震データを抽出・整理することにより余震の規模を想定し、余震としてのハザードを考慮した安全側の評価として、この余震規模から求めた地震動に対してすべての周期で上回る地震動を既に時刻歴波形を策定している弾性設計用地震動の中から設定する。

余震荷重と津波荷重の組合せについては、入力津波が若狭海丘列付近断層による津波で決まる場合は、弾性設計用地震動 Sd-5H（NS）及び Sd-5V を余震荷重として津波荷重と組み合わせる。入力津波が FO-A～FO-B～熊川断層で決まる場合は、弾性設計用地震動 Sd-1 を余震荷重として津波荷重と組み合わせる。なお、入力津波の波源が複数あるため、他方の組合せも必要に応じて検討する。

放水口側防潮堤及び防潮扉は、堆積層及び盛土の上に設置されており、基準地震動が作用した場合設置位置周辺の地盤が液状化する可能性があることから、基礎杭に作用する側方流動力の影響を考慮し、津波防護機能が十分保持できるように設計する。

10.6.1.1.4 主要仕様

第 10.6.1.1.1 表を変更する。第 10.6.1.1.1 表以外は変更前の「10.6.1.1.4 主要仕様」の記載に同じ。

10.6.1.1.6 手順等

- (1) 大津波警報が発表された場合に津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の取水路防潮ゲート閉止の判断に基づき、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の連携により、1～4号炉循環水ポンプ停止操作（プラント停止）、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順を整備し、的確に実施する。
- (2) 地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ津波警報等が発表

された場合には、水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の1～4号炉循環水ポンプ停止判断に基づき、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の連携により、1～4号炉循環水ポンプ停止を実施する手順を整備し、的確に実施する。

(3) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合に津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の取水路防潮ゲート閉止の判断に基づき、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により、1～4号炉循環水ポンプ停止操作（プラント停止）、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順を整備し、的確に実施する。

(4) (3) にて整備する手順により、津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するが、これに加え、可能な限り早期に津波に対応するための手順を整備する。具体的には、「発電所構外において、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること、又は10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認した場合は、1～4号炉循環水ポンプ停止操作（プラント停止）、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順を整備し、的確に実施する。

また、発電所構外において、津波と想定される潮位の変動を観測した場合は、ゲート落下機構の確認等を行う手順を整備し、的確に実施する。

(5) 防潮扉については、原則閉運用とするが、開放後の確実な閉止操作、3号及び4号炉中央制御室における閉止状態の確認及び閉止さ

れていない状態が確認された場合の閉止操作の手順に基づき、的確に実施する。

- (6) 水密扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止を実施する手順を整備し、的確に実施する。
- (7) 燃料等輸送船に関し、津波警報等が発表された場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を整備し、的確に実施する。一方、津波警報等が発表されず、かつ、荷役中に発電所構外にて、津波と想定される潮位の変動を観測した場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、係留強化する船側と情報連絡を行う手順を整備し、的確に実施する。また、荷役中以外に、発電所構外にて津波と想定される潮位の変動を観測した場合において、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を整備し、的確に実施する。
- (8) 津波監視カメラ及び潮位計による津波の襲来状況の監視に係る運用手順を整備し、的確に実施する。
- (9) 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設については、各施設及び設備に要求される機能を維持するため、適切な保守管理を行うとともに、故障時においては補修を行う。
- (10) 津波防護に係る手順に関する教育並びに津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設の保守管理に関する教育を定期的実施する。

10.6.1.2 重大事故等対処施設

10.6.1.2.2 設計方針

重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等の対処への機能が損なわれるおそれがない設計とする。

津波から防護する設備は、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備（以下「重

大事故等対処施設の津波防護対象設備」という。)とする。

耐津波設計に当たっては、以下の方針とする。

- (1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。
 - a. 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室、復水タンクについては基準津波による遡上波が到達するおそれがあるため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。
 - b. 上記 a.の遡上波の到達防止に当たっての検討は、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。
 - c. 取水路又は放水路等の経路から、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。
- (2) 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。
- (3) (1)(2)に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水対策を行うことにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲の明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用す

る。

(4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、海水ポンプについては、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。

また、大容量ポンプ及び送水車については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。

(5) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。

(6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに海水ポンプ等の取水性の評価に当たっては、「10.6.1.1 設計基準対象施設」に対する耐津波設計を適用する。

(7) (1)及び(4)の方針において、基準津波3及び基準津波4に対する耐津波設計は、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。

10.6.1.2.4 主要仕様

第 10.6.1.1.1 表を変更する。第 10.6.1.1.1 表以外は変更前の「10.6.1.2.4 主要仕様」の記載に同じ。

10.6.1.3 特定重大事故等対処施設

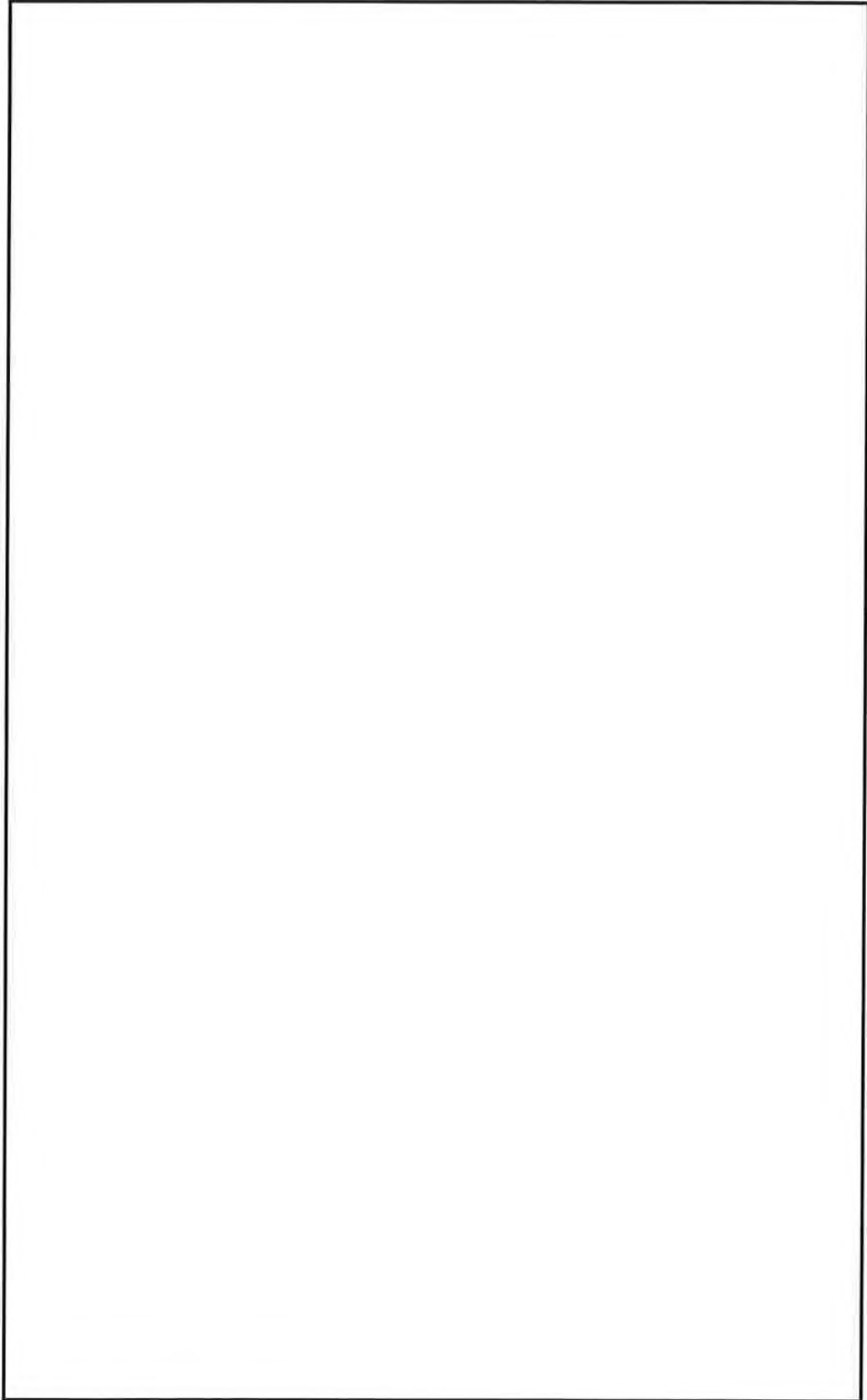
10.6.1.3.2 設計方針

特定重大事故等対処施設は、基準津波に対して原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。

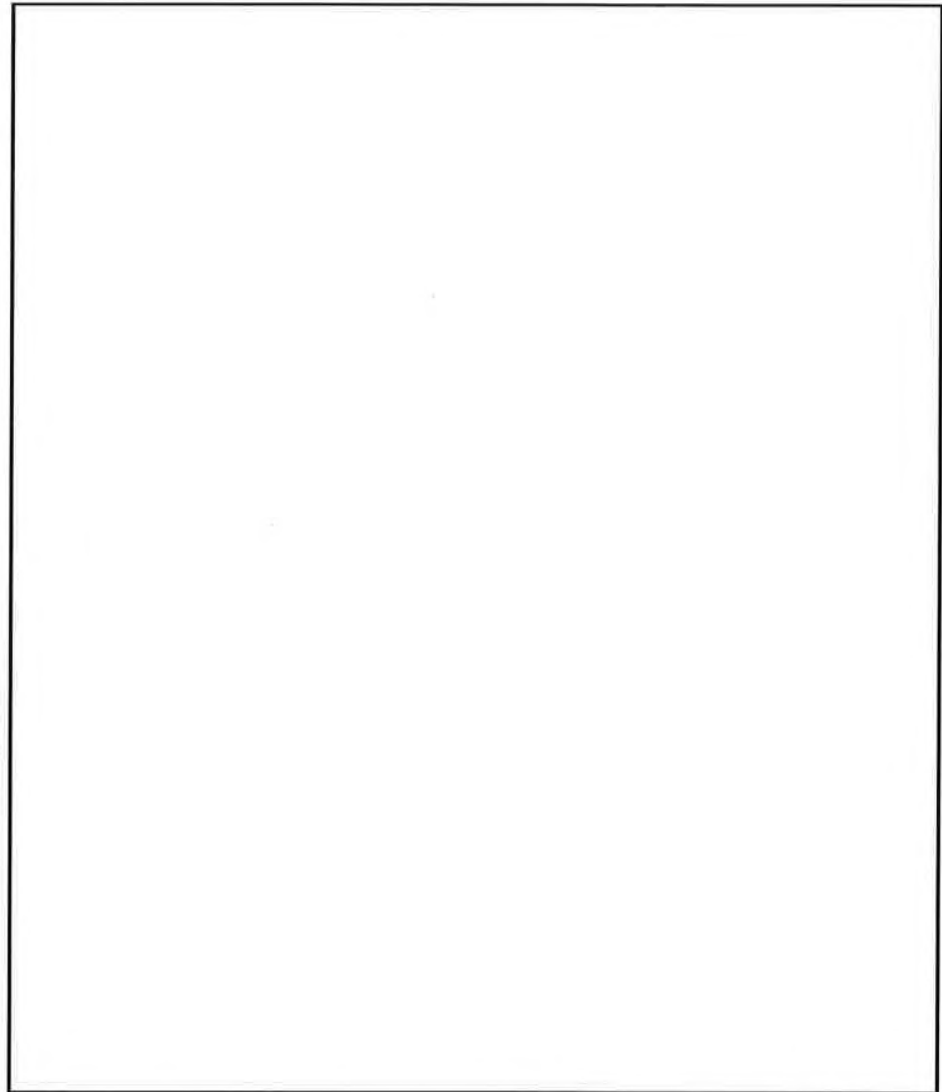
耐津波設計に当たっては、以下の方針とする。

(1) 特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取

水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



- b. 特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については基準津波による遡上波が地上部から到達及び流入するおそれがあるため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。
- c. 上記 b. の遡上波の到達防止に当たっての検討は、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。
- d. 取水路又は放水路等の経路から、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、必要に応じて実

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

ては、「10.6.1.1 設計基準対象施設」に対する耐津波設計を適用する。

基準津波を一定程度超える津波に対する浸水対策の設計に当たっては、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を基本とする。

(6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに

の評価に当たっては、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。なお、その他の要因による潮位変動、潮位のゆらぎ等についても適切に評価し考慮する。また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される、敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施する。

(7) (1)及び(3)の方針において、基準津波3及び基準津波4に対する耐津波設計は、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。

10.6.1.3.4 主要仕様

第 10.6.1.1.1 表を変更する。第 10.6.1.1.1 表以外は変更前の「10.6.1.3.4 主要仕様」の記載に同じ。

10.6.1.3.6 手順等

(1) 大津波警報が発表された場合に津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の取水路防潮ゲート閉止の判断に基づき、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の連携により、1～4号炉循環水ポンプ停止操作（プラント停止）、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順を整備し、的確に実施する。

(2) 地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ津波警報等が発表

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

された場合には、水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の1～4号炉循環水ポンプ停止判断に基づき、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の連携により、1～4号炉循環水ポンプ停止を実施する手順を整備し、的確に実施する。

(3) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合に津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の取水路防潮ゲート閉止の判断に基づき、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により、1～4号炉循環水ポンプ停止操作（プラント停止）、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順を整備し、的確に実施する。

(4) (3) にて整備する手順により、津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するが、これに加え、可能な限り早期に津波に対応するための手順を整備する。具体的には、「発電所構外において、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること、又は10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認した場合は、1～4号炉循環水ポンプ停止操作（プラント停止）、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順を整備し、的確に実施する。

また、発電所構外において、津波と想定される潮位の変動を観測した場合は、ゲート落下機構の確認等を行う手順を整備し、的確に実施する。

(5) 防潮扉については、原則閉運用とするが、開放後の確実な閉止操作、3号及び4号炉中央制御室における閉止状態の確認及び閉止さ

れていない状態が確認された場合の閉止操作の手順に基づき、的確に実施する。

- (6) 水密扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止を実施する手順を整備し、的確に実施する。
- (7) 燃料等輸送船に関し、津波警報等が発表された場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を整備し、的確に実施する。一方、津波警報等が発表されず、かつ、荷役中に発電所構外にて、津波と想定される潮位の変動を観測した場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、係留強化する船側と情報連絡を行う手順を整備し、的確に実施する。また、荷役中以外に、発電所構外にて津波と想定される潮位の変動を観測した場合において、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を整備し、的確に実施する。
- (8) 津波監視カメラ及び潮位計による津波の襲来状況の監視に係る運用手順を整備し、的確に実施する。
- (9) 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設並びに基準津波を一定程度超える津波に対する浸水対策については、各施設及び設備に要求される機能を維持するため、適切な保守管理を行うとともに、故障時においては補修を行う。
- (10) 津波防護に係る手順に関する教育並びに津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設並びに基準津波を一定程度超える津波に対する浸水対策の保守管理に関する教育を定期的に実施する。

10.10 緊急時対策所

10.10.1 通常運転時等

10.10.1.5 主要仕様

第 10.10.1.1 表を変更する。第 10.10.1.1 表以外は変更前の「10.10.1.5 主要仕様」の記載に同じ。

10.10.2 重大事故等時

10.10.2.3 主要設備及び仕様

第 10.10.2.1 表を変更する。第 10.10.2.1 表以外は変更前の「10.10.2.3 主要設備及び仕様」の記載に同じ。

10.13 通信連絡設備

10.13.1 通常運転時等

10.13.1.4 主要仕様

第 10.13.1.2 表を変更する。第 10.13.1.2 表以外は変更前の「主要仕様」の記載に同じ。

10.13.2 重大事故等時

10.13.2.3 主要設備及び仕様

第 10.13.2.1 表を変更する。第 10.13.2.1 表以外は変更前の「主要仕様」の記載に同じ。

第 10.6.1.1.1 表 浸水防護設備の設備仕様 (1)

(1) 取水路防潮ゲート (1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設)

種	類	防潮壁
材	料	鉄筋コンクリート、鋼材
個	数	1

種	類	無停電電源装置
個	数	6
容	量	約 1kVA
出 力 電 圧		100V

(2) 放水口側防潮堤 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)

種	類	防潮堤
材	料	セメント改良土、鋼材、鋼管杭 鉄筋コンクリート
個	数	1

(3) 防潮扉 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)

種	類	防潮堤
材	料	鋼管杭、アルミニウム合金 鉄筋コンクリート
個	数	1

(4) 屋外排水路逆流防止設備 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)

種	類	逆流防止蓋 (フラップゲート)
材	料	ステンレス鋼
個	数	5

(5) 1号及び2号炉放水ピット止水板 (1号、2号、3号及び4号炉共

用、既設)

種	類	止水板
材	料	鋼材、鉄筋コンクリート
個	数	2

(6) 海水ポンプ室浸水防止蓋

種	類	閉止蓋
材	料	ステンレス鋼
個	数	14

(7) 循環水ポンプ室浸水防止蓋

種	類	閉止蓋
材	料	ステンレス鋼
個	数	5

(8) 中間建屋水密扉

(「津波に対する防護設備」及び「内部溢水に対する防護設備」と兼用)

種	類	片開扉
材	料	炭素鋼
個	数	2

(9) 制御建屋水密扉 (1号及び2号炉共用)

(「津波に対する防護設備」及び「内部溢水に対する防護設備」と兼用)

種	類	片開扉
材	料	炭素鋼
個	数	3

(10) 貫通部止水処置（1号及び2号炉共用）

（「津波に対する防護設備」及び「内部溢水に対する防護設備」と兼用）

種	類	貫通部止水
材	料	シール材
個	数	一式

(11) 潮位観測システム（防護用）（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）

種	類	潮位計（注1）、 衛星電話（津波防護用）（注2）
個	数	一式

（注1）：4台設置し、このうち1台を予備とする。

（注2）：中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に各々3台設置し、このうち各々1台を予備とする。

第 10.10.1.1 表 緊急時対策所の設備仕様

- (1) 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）（1号、2号、3号及び4号炉共用）

個 数 一式

- (2) 情報収集設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・緊急時対策所
- ・通信連絡設備

設 備 名 安全パラメータ表示システム
(SPDS) (1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設)

個 数 一式

設 備 名 安全パラメータ伝送システム (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)

個 数 一式

設 備 名 SPDS表示装置 (1号、2号、3号及び4号炉共用)

個 数 一式

- (3) 通信連絡設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）

兼用する設備は以下のとおり。なお、衛星電話（固定）は「津波に対する防護設備」についても兼用する。

- ・緊急時対策所
- ・通信連絡設備

設 備 名 衛星電話（固定） (1号、2号、3号及び4号炉共用)

個 数 一式

設	備	名	衛星電話（携帯）（1号、2号、3号及び4号炉共用）
個		数	一式
設	備	名	衛星電話（可搬）（1号、2号、3号及び4号炉共用）
個		数	一式
設	備	名	緊急時衛星通報システム（1号、2号、3号及び4号炉共用）
個		数	一式
設	備	名	携行型通話装置（1号、2号、3号及び4号炉共用）
個		数	一式
設	備	名	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）
個		数	一式
設	備	名	運転指令設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）
個		数	一式
設	備	名	電力保安通信用電話設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）
個		数	一式
設	備	名	加入電話（1号、2号、3号及び4号炉共用）
個		数	一式
設	備	名	加入ファクシミリ（1号、2号、3号及び4号炉共用）
個		数	一式
設	備	名	無線通話装置（1号、2号、3号及び4号炉共用）

個	数	一式
設	備	社内TV会議システム（1号、2号、3号及び4号炉共用）
個	数	一式

(4) 酸素濃度計（1号、2号、3号及び4号炉共用）

個	数	1（予備2）	
測	定	範囲	0～25%

(5) 二酸化炭素濃度計（1号、2号、3号及び4号炉共用）

個	数	1（予備2）	
測	定	範囲	0～1%

第 10.10.2.1 表 緊急時対策所（重大事故等時）（常設）の設備仕様

(1) 緊急時対策所遮蔽（1号、2号、3号及び4号炉共用）

個 数 一式

(2) 緊急時対策所情報収集設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・計装設備（重大事故等対処設備）
- ・緊急時対策所
- ・通信連絡設備

設 備 名 安全パラメータ表示システム（SPDS）
（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）

個 数 一式

設 備 名 安全パラメータ伝送システム（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）^{※1}

個 数 一式

設 備 名 SPDS表示装置（1号、2号、3号及び4号炉共用）

個 数 一式

※1 計装設備（重大事故等対処設備）は兼用しない。

(3) 通信連絡設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）

兼用する設備は以下のとおり。なお、衛星電話（固定）は「津波に対する防護設備」についても兼用する。

- ・緊急時対策所
- ・通信連絡設備

設 備 名 衛星電話（固定）（1号、2号、3号及び4号炉共用）

個 数 一式

設	備	名	緊急時衛星通報システム（1号、2号、3号及び4号炉共用）
個		数	一式
設	備	名	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備
個		数	一式

第 10.13.1.2 表 通信設備（発電所内）の仕様

通信種別	主要設備		電源	通信回線		
通信設備 (発電所内)	所内	運転指令設備		非常用所内電源 通信用無停電電源装置	—	
		電力保安通信用 電話設備	保安電話（固定） （注 1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置	—	
			保安電話（携帯） （注 1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電電池		
		トランシーバー		充電電池 乾電池	—	
		携行型通話装置		乾電池		
		衛星電話	固定 （注 1）（注 3）		非常用所内電源 緊急時対策所無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 （通信事業者回線）
			携帯（注 1）		充電電池	
		無線通話装置（注 2）		固定：常用所内電源 非常用所内電源 通信用無停電電源装置 車載：移動式放射能測定装置 （モニタ車）の車用蓄電池	無線系回線	

（注 1）：発電所外用（社内及び社外）と共用。

（注 2）：発電所外用（社内）と共用。

（注 3）：津波に対する防護設備と兼用。

第 10.13.2.1 表 通信連絡設備（重大事故等時）（常設）の設備仕様

(1) 衛星電話（固定）（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・津波に対する防護設備
- ・緊急時対策所
- ・通信連絡設備

設 備 名	衛星電話（固定）
使 用 回 線	衛星系回線
個 数	一式

(2) 緊急時衛星通報システム（1号、2号、3号及び4号炉共用）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・緊急時対策所
- ・通信連絡設備

設 備 名	緊急時衛星通報システム
使 用 回 線	衛星系回線
個 数	一式

(3) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・緊急時対策所
- ・通信連絡設備

設 備 名	T V 会議システム
使 用 回 線	有線系回線、衛星系回線
個 数	一式

設 備 名	I P 電話
-------	--------

使用回線 個数	有線系回線 一式
------------	-------------

設備名 使用回線 個数	IP電話 衛星系回線 一式
-------------------	---------------------

設備名 使用回線 個数	IP-FAX 有線系回線 一式
-------------------	-----------------------

設備名 使用回線 個数	IP-FAX 衛星系回線 一式
-------------------	-----------------------

(4) 安全パラメータ表示システム（SPDS）（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・計装設備（重大事故等対処設備）
- ・緊急時対策所
- ・通信連絡設備

設備名	安全パラメータ表示システム （SPDS）
使用回線 個数	有線系回線、無線系回線 一式

(5) 安全パラメータ伝送システム（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・緊急時対策所

- ・通信連絡設備

設 備 名	安全パラメータ伝送システム
使 用 回 線	有線系回線、衛星系回線
個 数	一式

(6) S P D S 表示装置（1号、2号、3号及び4号炉共用）

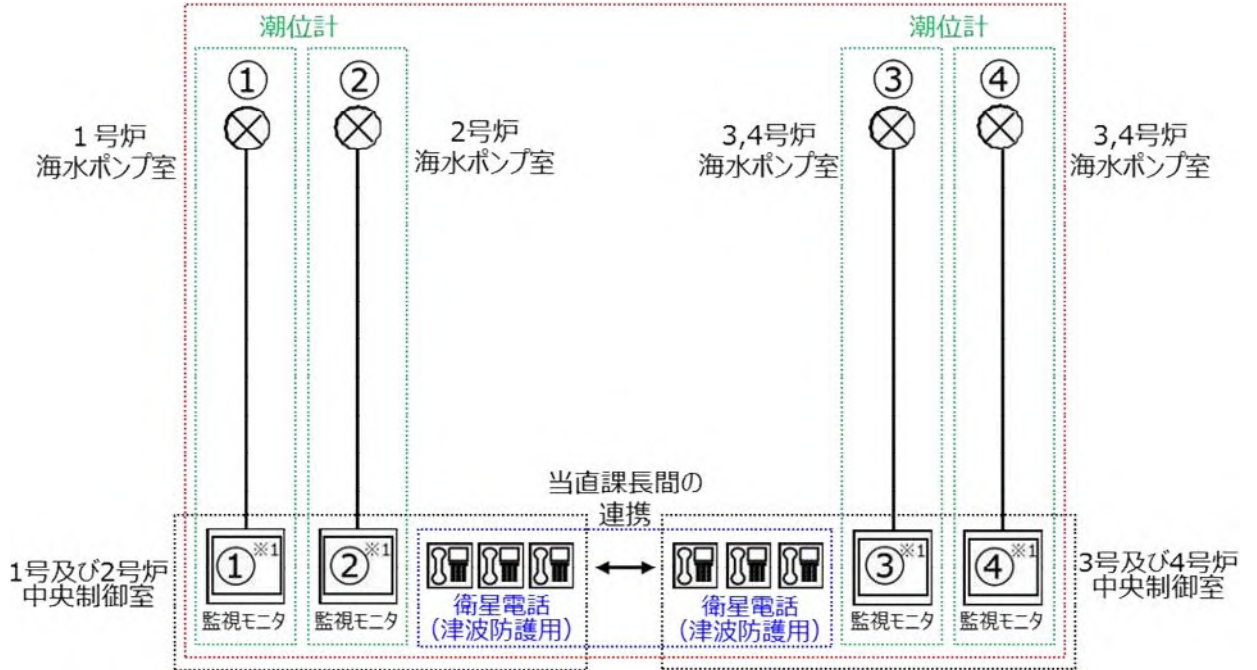
兼用する設備は以下のとおり。

- ・計装設備（重大事故等対処設備）
- ・緊急時対策所
- ・通信連絡設備

設 備 名	S P D S 表示装置
個 数	一式

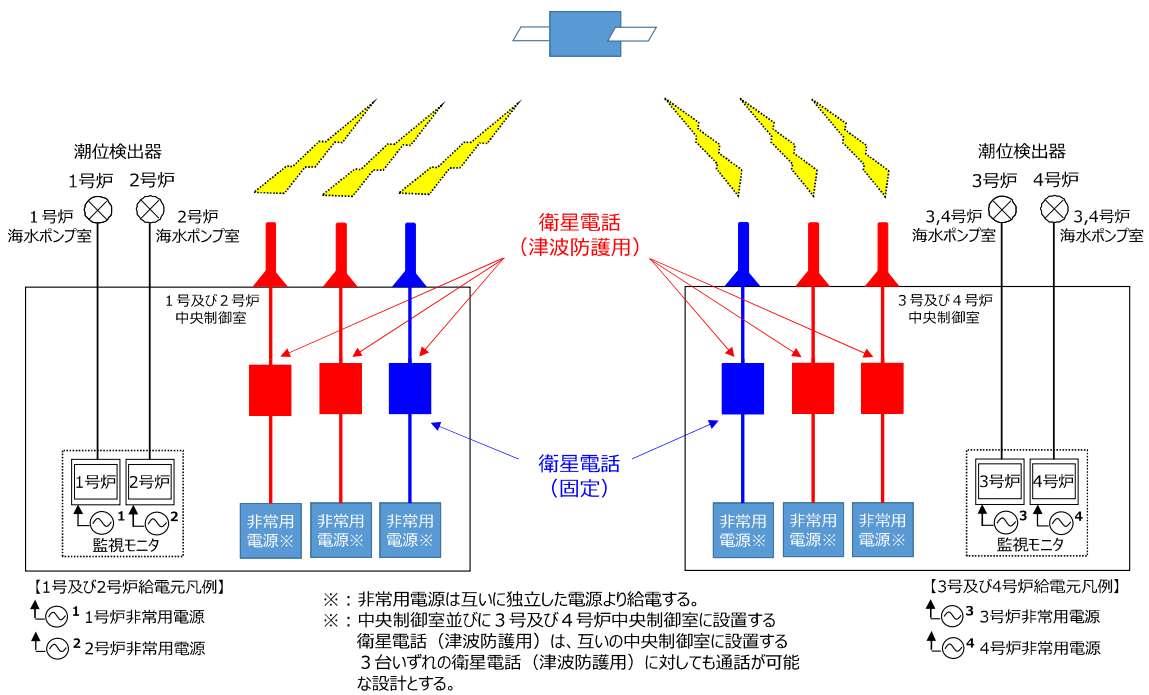
- ① 1号炉海水ポンプ室潮位
- ② 2号炉海水ポンプ室潮位
- ③ 3, 4号炉海水ポンプ室潮位
- ④ 3, 4号炉海水ポンプ室潮位

潮位観測システム（防護用）



※ 1：電源箱及び演算装置は監視モニタの盤内機器であり、監視モニタの一部である。

第10.6.1.1.8図 潮位観測システム（防護用）概念図



第 10.6.1.1.9 図 潮位観測システム（防護用）電源構成概念図